

第2章

安全で健康な学生生活を送るために

- ▶ 学生生活における APU のポリシー 49
- ▶ 学生懲戒 52
- ▶ ハラスメント 54
- ▶ 人間関係・恋愛トラブル 61
- ▶ 情報・メディアリテラシー 63
- ▶ 注意すべき学生生活上のトラブル 66
- ▶ 交通関連のマナーと通学ルール 70
- ▶ 健康管理 76
- ▶ 障がい学生対応 96
- ▶ 住居 98
- ▶ アルバイト 104
- ▶ 大規模災害等がキャンパスを
含むエリアで発生した場合の対応 105

がくせいせいかつ 学生生活におけるAPUのポリシー

たぶんかきょうせい じんけんそんちょう じゅうようせい APUにおける多文化共生と人権尊重の重要性について

だいがく きほんりねん じゅう へいわ こくさいそうごりかい たいへいよう みらい
APUは、大学の基本理念として、「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来
そうぞう かか せつりつりねん きょうかん
創造」を掲げています。

こくせい みんぞく しゅうきょう ぶんかてきはいけい こと ひとびと せつりつりねん きょうかん
APUでは、90を超える国・地域から国籍・民族・宗教・文化的背景が異なる人々が、その設立理念に共感
みずか にな て つど きょういく けんきゅう しゃかいこうけんかつどう おこな
し、自ら、その担い手となるべくここに集い、教育・研究・社会貢献活動を行っています。

たが そんさい しょうにん にんげん たいとう びょうどう ふか りかい こうどう たが
APUにおいては、「互いの存在を承認する」「人間として対等・平等であることを深く理解し行動する」「互
にく かがいしゃ ひがいしゃ こうせいいんひとり にんげん
いに憎みあうことなく、加害者にも被害者にもならない」、すなわち構成員一人ひとりが、人間としての
そんげん けんり たいせつ りんりかん もと まな かつどう しゃかいぜんたい ひろ もと
尊厳と権利を大切にするという倫理観に基づいて学び活動し、それを社会全体に広げていくことが求めら
れます。

おおいたけん べっぷし いちいん く 大分県・別府市の一員として暮らす

べっぷし きゅうしゅうちほう とうぶ おおいたけん い ち じんこう まんにん まち
APUがある別府市は、九州地方の東部にある大分県に位置している人口12万人の街です。

ねん がつ おおいたけん べっぷし こうしきょうりょく ようち むしょうていきょう やく
APUは、2000年4月、大分県・別府市との公私協力により、キャンパス用地の無償提供と約200
おくえん けんせつほじょきん え せつりつ おお きぎょう ざいだん こじん せいふ おおいたけん べっぷし
億円の建設補助金を得て設立されました。また、多くの企業・財団や個人、政府、大分県、別府市、
りつめいかんがくえん こくさいがくせい こくないがくせい しょうがくきん はってん がくせい せいちょう おお きたい
立命館学園からの国際学生や国内学生への奨学金は、APUの発展および学生の成長への大きな期待と
ぜんい 善意によるものです。

おおいたけん べっぷし いちいん ちいき はってん こうけん たいせつ やくわり
みんなさんが大分県・別府市の一員として、地域の発展に貢献していくことも大切な役割のひとつです。
がくせい くに ちいき しゅっしん おおいたけん べっぷし いちいん おおいたけん べっぷし れきし
APUの学生は、どこの国・地域の出身であっても、大分県・別府市の一員です。大分県・別府市の歴史や
しゃかい し そんちょう ちいき く わす がくせいせいかつ おく
社会を知り、それを尊重し、地域とともに暮らしていることを忘れず学生生活を送ってください。

しゅうきょう 宗教

せかい おお くに さまざま しゅうきょう ぶんかてき かち かん も がくせい あつ しゅうきょう
APUには、世界の多くの国から様々な宗教や文化的価値観を持った学生が集まっています。宗教は、
とりま ぶんか しんこう こじん せいかつしゅうかん かんが かた い かた じんせいかん さゆう
それを取巻く文化や信仰する個人の生活習慣、考え方、生き方、また人生観そのものまで左右するも
のもあります。信仰の度合いも人により様々です。

さまざま しゅうきょうかん がくせい あつ せんがくせい こうへい たいおう しゅうきょう かん か き
様々な宗教観をもつ学生が集まるAPUは、全学生に公平に対応するために、宗教に関して、下記の
げんそく た 原則を立てています。

1. APUでは個人の「信教の自由」を保障します。
2. 宗教活動に対しては、大学は原則として援助を行いません。
3. APU内の公共の場所において、下記のような宗教活動は禁じます。

- ある特定宗教の為の布教等、その他宗教への援助、促進等になり得る活動、および同宗教団体からの支援を受ける活動。
- 他宗教への圧迫、干渉、侮辱等になり得る活動や反社会的活動、学生生活を送ることが困難になるような活動。

アルコール

1. 学生が日本の法律で飲酒を許可された年齢（20歳）に達するまでは、アルコール飲料（ビール、日本酒、ワイン、ウィスキー等）の消費及び所持は禁止します。

2. 飲酒する際の心得

- 「一気飲み」は決してしない、させない（死に至ることもあり、大変危険です）
- 飲めない人、飲みたくない人には無理やりすすめない
- 体調が悪い日、風邪薬や痛み止め等の薬を飲んでいるときは飲まない
- 食べながらゆっくり飲む
- 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

ドラッグ

日本の法律に基づき、大麻、麻薬および覚醒剤等の所持、使用、売買、配布等の行為は犯罪として禁止されており、違反した場合は厳しい処罰が科せられます。また、これらの行為は、学問・研究の場である大学とは相容れない反社会的な行為であり、APUにおいても厳しい処分を伴うものとなります。

これらの行為は、学業の中止を余儀なくされる（国際学生においては入管法における退去強制の事由に該当するなど、在留資格に関わります）だけでなく、あなたの健康を損なったり、ひいては人生そのものを狂わせることになります。したがって、大麻等には一切関わらないようにしましょう。

大麻等の情報を得た場合は、速やかに警察に届け出て下さい。大学でも相談を受け付けています。

consult@apu.ac.jp

タバコ

学校法人立命館は、「立命館学園 キャンパス全面禁煙にむけた指針」を策定し、2008年度より具体的な取組みを実施しています。APUでも、喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止するために、この指針に基づく取組みを順次行っています。

現在APUではキャンパス内に3箇所の「喫煙エリア」を設置し、これらの場所以外での喫煙を禁止しています。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、日本では20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。

いほうこうい めいわくこうい 違法行為・迷惑行為について

多くの学生は、APUの設立の理念・経緯を十分に理解し、学習・研究に励み、課外活動や地域交流活動にも積極的に参加し、充実した学生生活を送っています。しかしながら、一部の学生による地域社会での迷惑行為、犯罪行為があることも事実です。ゴミの廃棄、騒音、交通違反など、迷惑行為や違法行為はそれを起こした学生だけの問題ではありません。APUの学生全員と大学全体の評価を下げ、社会からの信頼と善意を踏みにじることになります。大分県と別府市の地域住民のみなさんからの信頼なくしては、みなさんの学生生活は成り立ちません。

せい たようせい 性の多様性について

APUは基本的人権の尊重という観点より、性の多様性を尊重しています。いかなる性指向や性自認の学生も人権侵害を受けず、また、性指向や性自認を理由に不利益な扱いをされることも不快な思いや苦痛を受けることなく、本学において学修し、学生生活を送ることのできる環境づくりを目指しています。詳細は大学のホームページをご覧ください。スチューデント・オフィスのLGBT+相談員に相談することもできます（連絡先：apulgbt@apu.ac.jp）。

がくせい いちょうかい 学生懲戒

APUでは、学生が、学習・学生生活を送るにあたって、大学で定めた規則に違反する行為、他者の学習・学生生活の権利を侵害する行為、日本国・自治体が定めた規則等に違反する行為を行った場合は、厳しい態度で反省を促し、更生するために指導を行っています。学生懲戒は、学生自身が行った行為について、深く反省し、二度と同様のことを繰り返さないための教育です。

APUでの生活においては、学生が乗り越えがたい困難な事態に直面することがあるでしょう。その際に、APUという類まれな多文化環境、知的創造の場の一員であることを強く意識し、いかに自らを律することができるか、それぞれの学生が隣人に対して人類愛に基づく寛容な態度と粘り強い態度、対話に基づいて適切な相互批判ができるかということを考え行動しなければなりません。

重大な法律違反や薬物などについては、退学等厳しい処分を科しています。

ちようかい たいしおう こうい 懲戒の対象とする行為

| こう 行 為 |
|---|
| しけんとう ふせいこうい 試験等における不正行為 |
| えんしゅう そつぎょうろんぶんとう ていしゅつ ふせいこうい とう レポート・演習・卒業論文等の提出における不正行為（ひょうせつ等） |
| じょうほうりんり こじんじょうほうとりあつかい いはん こうい 情報倫理・個人情報取扱いに違反する行為 |
| がくせい がくしゅう けんきゅう きょうしょくいんきょういくけんきゅううかつどうとう せいとう かつどう ぼうがい こうい 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為 |
| こうい ハラスメント行為 |
| がくせい ほんぶん はん こうい 学生の本分に反する行為 |
| しゃかいできしょちつよ たい しんばんこうい はんざいこうい 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為） |

がくせいいちょうかいしょぶんひょうじゅんれい 学生懲戒処分標 準例

がくせい たいしおう こうい おこな ばあい せんれい もと がくせいいいんかい ちようかいしょぶん しんさ けってい
懲戒の対象となる行為を行った場合は、先例に基づいて、学生委員会において懲戒処分を審査・決定します。

がくせい ちようかいしょぶんひょうじゅんれい
複数の行為に及んだ場合など、行為の内容により処分の軽重が変わります。学生懲戒処分標 準例に記載されていない行為であっても、学生の本分に反する行為、違法行為、迷惑行為などは全て懲戒処分の対象です。また、学生懲戒処分を受けた場合は、各種規程に基づき学費減免・奨学金の停止・取り消しをおこないます。

| 行為 | 処分 |
|--------------------------------------|----------|
| スーパーや商店における万引き *1 | 戒告・停学・退学 |
| 窃盗 | 戒告・停学・退学 |
| 他人のID、パスワードの不正使用、履修登録の不正 | 戒告・停学・退学 |
| 大学周辺の迷惑駐車 | 戒告・停学・退学 |
| 無免許運転 | 戒告・停学・退学 |
| 飲酒運転 | 停学・退学 |
| バス定期券等の不正使用行為 *2 | 戒告・停学 |
| 大麻や麻薬などの薬物所持・使用行為 | 退学 |
| 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃 *3 | 戒告・停学・退学 |
| 暴力行為 | 戒告・停学・退学 |
| 性暴力や明確な合意がない性交渉（一方が身体的・精神的に苦痛を負った場合） | 戒告・停学・退学 |
| ハラスメント行為 | 戒告・停学・退学 |
| 未成年の喫煙・飲酒 | 戒告・停学・退学 |

*1 商品の返却や買い取りをしたとしても、万引きをしたという事実が消える訳ではありませんので、同様の処分となります。

*2 これらの行為はすべて不正使用行為です。

- 利用区間外の乗車での定期券の利用

- 利用期限切れの定期券の利用

- 券面の記名人以外の人による定期券の利用（自分が有効な定期券を持っていたとしても、他人の定期券を使用することは不正使用行為です）

*3 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃に関する処分については、学部履修ハンドブック・Graduate Academic Handbook を参照してください。

停学について

停学対象のフォーターやセメスターの履修科目が全て削除されます。従って、科目履修や単位習得ができなくなり、奨学金やビザ更新、資格外活動、卒業にも影響が及ぶことになります。セメスター停学となつた場合は、卒業が延期となります。

ハラスメント

ぼうし ハラスメント防止のためのガイドライン

立命館アジア太平洋大学は、大学の基本理念として「自由・平和・ヒューマニティ」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を掲げています。また、2006年7月21日には立命館憲章を定め、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立し、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人材の育成に努めるという指針を示しました。

人々が真に自由あるためには争いごとのない状態を必要とし、自由は人間の尊厳を求めるヒューマニティの精神、相互理解のもとではじめて開花します。

立命館アジア太平洋大学では、教職員や学生など立場の異なる人々が互いに関わりながら、また、数多くの国や地域から国籍・民族・宗教・文化的背景などが異なる人々が集まって、教育・研究を始めとする諸活動が行われています。こうした環境のもとでは、個々人の意識や価値観の多様性を相互に理解しあうことがなおいっそう重要です。

立命館アジア太平洋大学は、大学の自治や学問の自由を守る視点から、性別、人種、言語、国籍、宗教などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認しないことをここに宣言します。

立命館アジア太平洋大学は、次の点を重視してハラスメント防止に取り組みます。

- (1) 「自由・平和・ヒューマニティ」の基本理念に立脚した取り組みであること
- (2) 学生の学ぶ権利と学び成長する環境を保障する（学生は人間として対等平等であると同時に、成長過程である点にも留意しなければなりません。）ものであるとともに、ハラスメントを生み出さない労働環境を作り出すものであること
- (3) 「自由・平和・ヒューマニティ」を守り発展させる日常的活動の一環としてハラスメント防止を位置づけること
- (4) 中立性と公正性を備えて本学の全構成員の利益を擁護すると同時に、大学の自治の観点から責任ある問題の解決をはかるために実効性があること

本学の全構成員が、本学の理念と上記の視点に立ってハラスメントの防止に努めることを求めます。

ぼうし ハラスメントを防止するために

立命館アジア太平洋大学は、先の理念と視点に立って、次の目的のために「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定します。

- (1) 性別、人種、言語、国籍などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認せず、
本学においてハラスメント行為が生じないように、教育と啓発活動を推進する。
- (2) 最も重要なことはハラスメント行為がおきないことであり、本学構成員がハラスメント行為者とな
らないことを目指す。
- (3) ハラスメント行為（ハラスメントと疑われる行為）が生じた場合には、当事者間の相互理解を深め、
事態の改善が図られるように大学として援助を行う。
- (4) 当事者間で問題の解決が図れない場合には、前記理念と視点に立って、大学としての解決を図る。

上記の目的を達成するために必要なハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）等の組織
を置きます。

ハラスメントとは

(1) ハラスメント

ハラスメントという言葉には、いまだ日本語としての適語がありません。日本の社会や各大学では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの用語が用いられていますが、確立した定義はありません。
本学では、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職種、障害の有無などに関する差別、偏見または嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が他の教職員、学生または関係者に不利益や精神的苦痛を与える言動と定義します。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる人権侵害の性的言動です。

①性的（広義で用います）な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、
不快な思いをさせたりすること。

②性的な言葉や行為（性的なポスターの掲示等）によって、相手の教育、研究または職場関係を損
なうこと（「環境型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。

③性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場・
教育などの場において、人事、成績その他において不利益を与えるなどの嫌がらせを行なったり、
これらの不利益をほのめかしたりすること（「地位利用型」または「対価型」セクシュアル・ハ
ラスメントと呼ばれています）。

セクシュアル・ハラスメントは、一般マスコミでは、わいせつな行為や男女関係のもつれ、さらに
は刑事犯罪までをも直接的に含むような文脈でのみ紹介されることも多く、その定義が誤解され、

きわめて狭く理解されている場合も少なくありません。実際には、こうした悪質なケースのみならず、従来は、さして問題がないと考えられてきた言動が、セクシュアル・ハラスメントとなることもあります。以下の点を保持して自分が行動できているか、という観点から、セクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識することが大切です。

①相手の人格を尊重する

②相手が大切なパートナーであるという自覚をもつこと

③相手を性的な関心の対象としてのみ見る考え方をなくすこと

④異性を劣った性と見なさないこと

なお、このような立場から、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念にもとづく差別的言動も対象となります。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係、上下関係または優越的な地位を利用して行う言動により、相手を不快にし、また相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することです。アカデミック・ハラスメントを類型化すると以下のとおりとなります。

①教育上のハラスメント

- 必要な教育的指導を理由なく拒否または放置すること

- 過度の課題を強要すること

- 学位や単位取得にかかわって不当な評価を行うなど、不公正な取り扱いをすること

- 進路・就職について自由な選択を侵害またはこれを脅かすこと

などがあげられます。

②研究上のハラスメント

- 研究テーマを与えない、機器・設備を使用させない、または研究発表を不当に制限すること

(「研究疎外型」といいます。)

- 研究成果や個人的アイデアを不当に流用すること (「研究榨取型」といいます。)

などがあげられます。

(4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動です。

①就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が、不快なものになること

②昇任、配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益を受ける

ことなどがあげられます。※

※パワーハラスメントは教職員のみでなく、学生においても起こりうるものです。

本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本学のすべての構成員を対象とします。即ち、本学を構成する教員（常勤・非常勤）を問いません。）、職員（専任職員、契約職員、アルバイト等はもちろん、本学において就労する派遣労働者、委託業務従事者等を含みます。）（以下これらを総称して「教職員等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）です。なお、TA・RA等、本学の教育・研究活動の補助的業務に従事する者も対象とします。

また、本学での修学、教育・研究または就労に重大な影響を及ぼす言動については、それが正課中か、勤務時間中か、キャンパス内か等、時間・場所を問わず、適用または準用されます。

さらには、教職員等については退職後も、学生等については卒業・退学後においても、在職中または在学中の被害または加害に対しては、本ガイドラインが適用されます。また、被害者または加害者の一方が本学構成員である場合にも、本ガイドラインが適用または準用されます。

ハラスメントを行わないための基本的心構え

ハラスメントをしないようにするためにには、まず何よりも、基本的人権を尊重する立場に立つことが重要です。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちです。判断がつかない場合は、例えば、セクシュアル・ハラスメントの場合、自分の言動が、自分の親族（やそれに準じた極めて親しい人々。配偶者・子供、恋人など。）に向けられた場合を想定してみましょう。もしそれが不快であれば、その言動はハラスメントに該当する可能性が高いと考えてください。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの場合、自分と相手の立場を入れ替え、同様の扱いを受けたとき、どのように感じるか考えてみてください。不公平を感じたり、やる気を減退したりするようであればその可能性は高いでしょう。

その上で、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

(1) とくに性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要であること。（親しさの表現のつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在すること／この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと／相手

との良好な人間関係が生じていると勝手に思い込まないこと、等々に留意する)

(2) 相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

(3) ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。(ハラスメントを受けた者が、指導教員・上司などといった人間関係を考慮し、拒否できない場合も多いこと／拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしないこと、等々に留意する)

(4) 勤務時間内・職場内におけるハラスメントにのみ注意するのでは不十分であること。(例えば、職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンペ・宴会などの場面においても、ハラスメントに十分に留意する)

ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントとは、ハラスメントを受けた側の責任で生じることがらではありません。自分を責めたり、我慢したりせずに、事態が悪化しないうちに、勇気をもって解決へ向けて行動してください。

(1) 自分で解決が可能な場合

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに全く気づいていない場合もあります。相手と敵対的な関係にない場合などは、ハラスメントであり不快であることを、口頭または文書で相手に直接伝えましょう。

(2) 自分ひとりでは解決が難しい場合

立命館アジア太平洋大学では、ハラスメントの相談に対応するため、防止委員会のもとにハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を各オフィスに配置していますので、すみやかに相談してください。相談員の電話番号は、別途お知らせしています。相談は、電話または電子メールでも受け付けますし、プライバシーを守る場を設定し、対面して相談することもできます。相談員、調査および問題の解決に関与する全ての者には守秘義務を課しています。相談した内容が、相談者の了承を得ずに上述した者以外に漏れることは一切ありませんので、安心していちばん相談やすい相談員に相談してください。

ハラスメントは、当事者以外には実情がわかりにくい場合もあります。ハラスメントを受けた、または受けたと感じた際には、誰から如何なるハラスメントを受けたかといったことを、詳しく正確に記録しておくことを心掛けてください。客観的に事態を判断する一助になり、問題の解決に役立つことがあります。

ハラスメントに関する相談を受けた本学関係者は、直ちに相談員に相談するように勧めてください。

(3) 緊急の場合

緊急の場合とは、身体に危険が及ぶ可能性がある状況を意味します。こうした場合には、身近に

いる人やオフィスなどに助けを求め、場合によってはただちに警察に連絡してください。

(4) 問題解決に向けて

ハラスメントが長期間に及び、個別の相談などでは解決が不可能な場合は、大学としての責任ある解決を求めるすることができます。その際には、相談員に申し立ての意思を表明してください。防止委員会は、必要があればすみやかに調査委員会に調査を要請します。

調査委員会は、直ちに関係各方面にヒアリングを行うなどの調査を行います。

防止委員会は、調査委員会の報告を受け、当該ハラスメント行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合は、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、問題解決に向けて対応します。

申し立ての手続きについて

相談者は、大学に対して問題解決のための申立てをすることができます。これを申立ての手続きといいます。

申立ての手続きは、以下のような区分・段階がありますが、教育・研究活動を行う大学にふさわしい解決を目指します。

| 手続き | 手続きの概要 | 手続き主体 | 主な救済措置活例 |
|------|-------------------------------|-------|---|
| 「調整」 | 当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る手続き | 防止委員会 | 良好な就学または就労環境の回復 問題の解決 不利益回復、被害者救済 |
| 「調査」 | 事実関係の公正な調査に基づき、厳正な措置を求める手続き | 防止委員会 | 懲戒処分の検討開始の勧告等々 |
| 「通知」 | 匿名のまま、相手にハラスメントの相談があったことを伝達 | | |

申立ては、その旨、相談員に申出することで行うことができます。申立ては、相談員がその内容を正確に把握するために防止委員会が作成した定型の書面の提出によるものとします。申立てがあった場合にはただちに、事務局を通じて防止委員長に報告されます。防止委員長は防止委員会を開催し、申立てに応じ、申立人の意向を尊重しつつ、調整に取り組みます。防止委員会が必要であると判断した場合には、すみやかに調査委員会が、関係各方面にわたるヒアリングなどを行ない、調査にあたります。必要に応じて弁護士などの学外の専門家を専門委員に委嘱することができます。

申立人が所属部門や所属長に報告を望まない場合や、氏名などの公表を望まない場合は、氏名などを伏せて関係部門の所属長に事実経過及び問題解決の結果のみを報告します。

防止委員会による措置

防止委員会が、緊急に対応が必要と判断した場合は、関係機関に「措置」を求めることがあります。

たとえば、教育的措置としてのゼミ・クラス変更や被申立人のメールアカウントの停止などが考えられます。なお、調査を実施した結果、調査委員会が、当該行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合、その調査結果の報告を受けて防止委員会が解決の方向を提起し、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、厳正な処分を求める等のことを行います。

教職員が職場等において、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメント行為を行った場合は、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。同様に、学生においても立命館アジア太平洋大学学生賞罰規程に基づく学生処分の対象となります。防止委員会は処分の「勧告」を行うことになります。調整・調査過程で問題解決が図られた場合であっても、明らかにハラスメントがあったと認定されるケースにおいては同様に勧告を行います。「懲戒」についての最終的判断は、防止委員会が行うものではなく、別途定められた「懲戒手続（学生の場合は賞罰規程）」にもとづきます。なお、懲戒処分等の決定は、公正に行う必要があります。そのため、処分の決定に際しては、相手方に対して弁明の機会を与え、公平性を十分に担保することとします。

相談および申し立てと不利益扱いの禁止

ハラスメントに関して、相談ないしは申し立てを行った者に対して、相手方は嫌がらせや報復等不利益な扱いをしてはなりません。仮にそのようなことがなされた場合には本学として懲戒処分を含め厳正に対処します。

プライバシーの保護と懲戒処分の公表

相談員、防止委員会、調査委員会などハラスメントに関する相談または申し立ての各手続きに関与したものには、相談者のプライバシーを保護するため厳格な守秘義務を課します。懲戒処分等については、被害者の意思を最大限尊重しつつ、処分内容を公表することを原則とします。

啓発活動について

立命館アジア太平洋大学は、防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、相談員の指導・援助力量のレベルアップ、本学の全構成員に向けた教育や啓発活動などに取り組みます。

立命館アジア太平洋大学は、あらゆるハラスメントを生まない環境を作り上げる努力を今後とも続けていきます。

相談員について

スチューデント・オフィスのホームページにて、相談員一覧に連絡先が記載されています。

人間関係・恋愛トラブル

文化的背景や個人の考え方方が異なれば、人間関係・恋愛についての考え方方も異なります。自分では良好な関係であると思っていても、相手が同じように感じているとは限りません。

人を好きになることは、他者と深くかかわることであり、素晴らしい経験です。同時に、難しい人間関係を抱えてしまうことも経験するでしょう。

一人ひとりが異なる恋愛観を持っています。あなたにとって他者との心地の良い「距離」はどのようなものでしょうか。恋愛において、「相手のことをもっと知りたい」「もっと一緒にいたい」という感情がわきあがることは自然なことです。しかし、自分の要求を押し付けたり、友人関係を狭めたり、いやなことをがまんしたりすることは、よい関係とは言えません。

いやなことに対しては、勇気を出して、はっきりと「NO」と言ってください。相手が「YES」と明確な同意の言葉、態度を示さない時には、合意がないと考えてください。特に、性行為は、その後、さまざまなトラブルに発展し、トラウマとなることもあります。

一人ひとりが、自分を大切にし、そしてお互いの意見や考え方の違いを尊重し、認め合っていくことが重要です。

自分を尊重し、相手を尊重する

- 恋愛の対象ではない相手であっても「友達だから大丈夫」と部屋などに2人だけでいることは避けましょう。合意のない性行為へ発展することがあります。

- 飲酒をした後に明確な合意がなく性行為があり、刑事上の事件となることがあります。

ストーカー行為について

つきまといや待ち伏せ、監視していると告げる行為、面会や交際の要求、無言電話、拒否後の連続した電子メール・SNS等の送信などの行為は、相手に対して不安を覚えさせるものであり、このような行為を同じ人に対して繰り返して行うことを「ストーカー行為」といい、処罰の対象となります。

リベンジポルノについて

交際関係にある相手、交際関係にあった相手など他人の性的な画像を、インターネット上に公開するという行為は、たとえ実際に公開しないとしても、相手方にその意思を伝えた時点で「脅迫」という行為になります。他人の性的な画像を持ち出すことは、犯罪行為です。

デートDV

デートDVとは、未婚のカップル間で起こるDVのことです。身体的暴力だけではなく以下のようないかかれた行為全て、デートDVに該当します。

交際中であっても、暴力は許されるものではありません。

もし、周囲で悩んでいると思いあたる人がいる時は、話を聴き、相談機関を紹介してあげましょう。

● **身体的暴力**：殴る、蹴る、押す、叩く、物を投げつける、縛る、髪の毛を引っ張る、等

● **性的暴力**：性行為の強制・強要、明確な同意のない性交渉、避妊をしない、等

● **精神的暴力**：大声で怒鳴る、人前で馬鹿にする、所有物を壊す・捨てる、「殺す」「別れたら死ぬ

などの脅迫、等

● **社会的暴力**：相手の家族・友人関係の監視・制限、メールや電話の監視や返信の強要、等

● **金銭的暴力**：相手の金を勝手に使う、借りて金を返さない、等

このような行為を許容してはなりません。身近な人や相談機関に相談しましょう。

大分県こども・女性相談支援センター

〒870-0889 大分県大分市荏隈5丁目

代表 Tel : 097-543-5681 Fax : 097-546-1399

メール : a12403@pref.oita.lg.jp

おおいた性暴力救援センター・すみれ

<https://oita-sumire.jp/>

DV相談+

10の言語で相談に対応します。日本政府が開設した相談窓口です。

<https://soudanplus.jp/>

TEL : 0120-279-889 (24時間対応・日本語のみ)

メール : 24時間受付・日本語のみ

チャット : 日本語12:00-22:00、その他の言語 24時間受付

※メール・チャットは上記ウェブサイトに送信フォーム有

じょうほう 情報・メディアリテラシー

じょうほううつうしんぎじゅつ しんばともなわたし せいかつべんり がくせいせいかつ
情報通信技術の進歩に伴い、私たちの生活は便利になりました。学生生活において、さまざまなアプ
 がくない かんきょうかつようか じょうほう
リやサイト、学内のネットワーク環境の活用は欠かせないものとなっています。情報ネットワークは、
 せつきょくとくき かつよう がくしゅう せいかつ しつたか いっぽう つか かたあやま がくしゅう せいかつ ししよう
積極的に活用すれば学習・生活の質が高まります。一方で、使い方を誤ると学習・生活に支障をきたし
 じょうほう ただりかい かつよう たいせつ にほん ない こじん
ます。情報ネットワークは、正しく理解し、活用することが大切です。日本およびAPU内での個人
 じょうほう からりほご ほりつ きそく いはん ばあい ちょうかい たいしょう
情報の管理や保護については、さまざまな法律や規則があります。これに違反した場合は、懲戒の対象
 ほりつ さば かのうせい りかい
となったり、法律によって裁かれる可能性があることを理解しておきましょう。

APU Net IDの不正利用の禁止

たにん つか たにん
他人のAPU Net IDおよびパスワードを使って、他人のキャンパスマートやmanaba、Campusmateなど
 いほう じゅうだい はんざいこうう こうい ぜったい まわ
にアクセスすることは違法で重大な犯罪行為です。このような行為は絶対にしないでください。また周りでこ
 のような行為を見かけたり、被害にあった場合はすぐにスチューデント・オフィスに報告してください。
 ひがい み ひがい ばあい ほうこく たんじょうび
またこののような被害にあわないために、パスワードを他人に教えたり、安易に予想できるパスワード（誕生日
 がくせきばんごう せってい ていきてき へんこう
や学籍番号など）を設定することはしないでください。パスワードは定期的に変更してください。
 だいじ こじんじょうほう まも じしん
あなたの大事な個人情報を守るのは、あなた自身です。

SNS利用について

Facebook、Twitter、LINEやInstagramなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
 たいへんべんり じょうせかいじゅう し ひとつな
は大変便利なものですですが、インターネット上で世界中の知らない人たちと繋がることができるということ
 ぶん おお きげんせい ふく
とは、その分、多くの危険性も含んでいます。

SNS利用にあたって知つてもらいたい5つのこと

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- (2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- (3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- (4) SNS上では、匿名であったとしても、責任を伴う発言として取り扱われることがある。
- (5) SNSでの不用意な発言は、家族や友人にもまで被害がおよぶことがある。

SNS利用における4つのポイント

1. SNS・インターネット上の情報を鵜呑みにしない

誤った情報を拡散するとあなた自身が加害者となる可能性もあります。

2. 他人の写真は無断で載せない

SNS上に写真を掲載しただけでも、その個人を特定することは簡単にできてしまいます。自分が他の人の写真や情報を無断で掲載すると、それはその人のプライバシー侵害となり、あなた自身が加害者となります。あなたは良いと思っていても、相手は良いと思っているとは限りません。写真のみでなく、他人の行動を公開する前にも、確認を本人に必ずとる必要があります。

3. 個人情報を掲載しない

一度あなたがインターネット上に掲載した情報は世界中に広まります。あなたが情報を削除しても、それを完全に削除することはほぼ不可能です。その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？ 十分に考えてから投稿しましょう。

4. 詐謗・中傷をしない

怒りに任せて、誰かの詐謗・中傷をSNSに書くことは非常に簡単です。SNS上での詐謗中傷は人権侵害となる可能性があり、名誉棄損罪や侮辱罪といった不法行為に該当します。また、匿名であったとしても、個人は特定されてしまいます。現実社会と同じく、悪口や常識を逸した発言は絶対にしないでください。

インターネットの被害

インターネットに掲載された「消費者金融で金を借りてくれれば謝礼を出す。返済はこちらがするから大丈夫。」などの誘いに乗り多額の借金を抱えさせられる事件が発生し、多くの若者が被害にあいました。他の悪質商法とは違い直接勧誘者の顔が見えないことから警戒心が薄れ、軽い気持ちで契約してしまうことが特徴的です。また勧誘した場合の紹介料を自当てにインターネットを利用したり、直接家族や友人を勧誘するケースも多く発生しています。借金が増えるばかりか、家族や友人からの信頼も失うことになります。

これは消費者金融に限らず化粧品や高額な貴金属類でも同様の被害が発生しています。今まで被害者であった者が他の者を勧誘することによりその時点で加害者となりうる大変危険なことです。

ワンクリック詐欺

申し込み画面も申し込み行為も無いまま「登録完了」と表示し、料金と称して金銭の要求画面を表示する「ワンクリック詐欺」の被害にあうケースが増えています。しかし、あなたのIPアドレスや契約しているプロバイダが表示されても、個人情報（あなたの氏名・電話番号・住所など）が特定されることはありません。対処法としては、相手の電話番号やメールアドレスなどの連絡先を着信拒否にするなどして、積極的な無視・放置が適切です。それでも不安な場合や、相手から何らかの電子的でない方法で連絡などがあった場合は消費生活センターに相談してください。

ちゅうい 注意すべき学生生活上のトラブル

がくせいせいかつ おくなか だれ ま こ かのうせい
学生生活を送る中で、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。また、あなた自身が加害者に
なる可能性もあります。

トラブルに巻き込まれてしまった場合

ま こ じぶん かいけつ かん ばあい すみ い か まどぐち そうだん
トラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口に相談してください。
さいしょ たいおう まちが ばあい ひがい おお
最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。
たいおう まえ そうだんまどぐち りょう
やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

ほんがく そうだんまどぐち 本学の相談窓口

スチューデント・オフィス（A棟1階）TEL 0977-78-1104

かくきかん そうだんまどぐち きほんてき にほんご たいおう
各機関の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

しょうひこうどう 消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル

こくみんせいかつ
国民生活センター
もより じちたいしようひせいかつ
もしくは、最寄の自治体消費生活センター

しょうひしゃ
消費者ホットライン（188）
もより そうだんまどぐち しょうかい
※最寄の相談窓口の紹介

はんざい かか 犯罪などに関わるトラブル

もより けいさつしょ
最寄の警察署
おおいたんけいさつほんぶ はんざいたいさくか
大分県警察本部サイバー犯罪対策課

TEL 097-536-2131

あくとくしょうほう 悪徳商法

がくせい ねら あくしつしようほう ほうもんはんぱい あま ことば らく もう はなし うら はなし の
学生を狙った悪質商法や訪問販売。甘い言葉や、楽して儲かる話には裏があります。うっかり話に乗って
しまうと、あとで法外なお金を請求されてしまうことが多いです。学生の本分は勉強です。はっきり
と「いりません」と断りましょう。

れい い か
例としては、以下のようなものがあります。

- (1) 高額セミナー：「あなたの隠れた能力を引き出してみませんか。」
- (2) 訪問販売：「消防署から来ました。下宿には消火器の設置が義務づけられています。」
- (3) キャッチセールス：街頭で「すみません。キャンペーンのアンケートに答えてください。」
- (4) アポイント・セールス：「あなたは海外旅行のプレゼントに当選しました。すぐに○○まで来てください。」
- (5) ネガティブ・オプション：頼みもしない百科事典が送ってきた。
- (6) 資格取得商法：「今なら○○は国家試験なしで資格がとれます。就職にも有利ですよ。」

(7) マルチ商法：「すごく儲かる商売の話があるから、一緒に説明会に行かないか。」

(8) 無限連鎖講（ネズミ講）：電子メールで「らくらく金儲け」「お金が儲かるのはこれしかない」といったメールが届く。

【悪徳商法にだまされないために以下の点に注意してください】

- 知らない人が親しげに声をかけてきた時は要注意。
- 「話だけでも聞いてみよう」などと曖昧な態度をとらずきっぱりと断る。
- 商品勧誘に限らず相手が不明な電話については十分注意し、話の内容が怪しい場合は取り合わない。
- 相手を玄関の中に入れないと。
- 電話番号・住所や預貯金などプライバシーを明かさない。
- 事務所や会場に誘われても誘いに乗らず断る場合はその場ではっきりと断る。

もし、既に契約してしまった場合でも「クーリングオフ」という制度があります。契約してしまったからといってあきらめずに速やかに手続きを行ってください。

クーリングオフ制度とは

訪問販売の場合（電話勧誘販売を含む）、業者から適正な契約書面を渡された日から8日以内であれば、販売業者に書面での通知をすることによって、契約の解除を行うことができる制度です。解約のための書面は、できるだけ内容証明郵便を利用し、それができない場合は書面のコピーをとっておきましょう。

なお、以下の場合はクーリングオフの制度は適用されません。

- (1) 消耗品などで全部または一部を消費してしまった場合
- (2) 現金取引でその総額が3,000円未満の場合
- (3) 通信販売で購入した商品

公共の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

「アイネス」 TEL 097-534-0999

クレジット・消費者金融

クレジットカードは、支払いのことを考えて計画的に使いましょう。また、消費者金融・学生ローンでは絶対にお金を借りないようにしてください。

えせ しゅうきょう エセ（似非）宗教

わかものせんのうけんきんぱきんかつどうはんしゃかいてきかつどうおこな
若者を洗脳して献金・募金活動させたり、反社会的な活動を行っている、宗教団体とはいえない
だんたい
団体があります。

がくないがくがいとかんゆううれんらく
学内・学外を問わず、おかしな勧誘やアンケートを受けたときはスチューデント・オフィスに連絡して
ください。

せつり かんゆう 「摂理」の勧誘について

せつり
「摂理」については、マスコミでも大きく取り上げられ社会問題となりました。同集団は、関東、関西
ちゅうしんこくこうしりつだいたいがくせいかんゆうかつどうかっぱつおこな
を中心に国・公・私立大で大学生への勧誘活動を活発に行っています。

APUにも、キャンパス内での同集団による勧誘活動の情報が何度も報告されています。この集団の
てぐちとして、初めは、英語学習、バレーやバスケット、ゴスペルやコーラス、演劇などのサークルやイ
ベント、パーティーなどに勧誘し、その人の趣味や興味、関心に合った活動を共にし、仲良くなり
ゆうじんかんけいすすつせいしょかみはなしすす
友人関係が進むに連れ、聖書や神の話に進んでいきます。その時点まで宗教団体であるということは
かく隠しています。亀川地区では共同生活も行われています。APUでは上記の通り、学内における布教や
かんゆうかつどうかたきんどうしゅうだんかんゆうかつどうほんがくがくせいがくせいせいかつじゆうがくしゅうけんしんかいおそ
勧誘活動を固く禁じています。同集団の勧誘活動は、本学学生の学生生活の自由や学習権を侵害する恐
れがある重大な問題です。みなさん、同集団の勧誘活動に十分注意を払い、誘いに乗らないようにして
ください。

※ 「摂理」の勧誘活動の特徴は、

- (1) キャンパス内のライブラリー、噴水前、カフェなどで勧誘員2,3名が大学OB・OGや在学生
なのはなけいたいばんごうと名乗り話しかけてきて携帯番号、メールアドレスを聞く。
- (2) 初めは食事や遊び、英語学習、パーティー、スポーツなどに誘い、学生のサークルやまじめな
しゃかいじんふくたのかいよそおと
社会人を含めた楽しい会という装いを取っている。

すでに
かんゆうかつどううひがいうだっかいこばおど
既に、こうした勧誘活動を受けて、被害を受けている、あるいは、脱会しようとして拒まれたり、脅さ
れたり、トラブルに巻き込まれている、といった学生のみなさんは、スチューデント・オフィスに相談
かんゆうかつどうみさそばあいじょうほうすみ
してください。また、キャンパスでのこうした勧誘活動を見かけた、誘われたという場合も、情報を速
やかにスチューデント・オフィスにお知らせください。

痴漢・いたずら電話等のいやがらせ

下宿先へのいたずら電話、痴漢行為や郵便物の抜き取りなど、いやがらせ行為が起こることがあります。

「自分は大丈夫」と過信せず、防犯に努めてください。

また、いやがらせ行為があれば毅然と対応し、迷わずにスチューデント・オフィスへ相談してください。

場合によっては警察へ届け出ることも必要です。

※上記のようなこと以外でも、トラブルに巻き込まれた場合や心配な点があれば相談してください。

こうつうかんれん つうがく 交通関連のマナーと通学ルール

こうつう にほん ほうれい さだ うんてんめんきょ しゅとく こくないがくせい こくさいがくせい
交通ルールは日本の法令により定められています。運転免許を取得したばかりの国内学生や国際学生に
とっては、初めて知るルールもあるかもしれません。しかし、法令に違反したときは、様々な罰則や
しょぶん がくない つうがく いはん しょうばつきてい もと しょぶん
処分があります。また、学内にも通学ルールがあり、違反したときは、賞罰規程に基づき処分されます。
こうつう いはん ばあい しょばつ じんしん きがい あた みずか じ こういしお
交通ルールを違反した場合は、処罰されるだけではなく、人身に危害を与えたり、自らも事故の後遺症
のこ じんせい おお くる おそ ただ こうつう りかい かいてき
が残るなど、あなたの人生を大きく狂わせる恐れもあります。正しい交通ルールを理解し、快適な
がくせいせいかつ おく 学生生活を送るようにしてください。

じてんしゃ りょう 自転車の利用

じてんしゃ か ぼうはんとうろく とうろくへんこう
自転車を買ったら防犯登録、もらったら登録変更しましょう

じてんしゃ か とき じてんしゃてん ぼうはんとうろく ゆうじん ちゅうこ じてんしゃ ゆず う
自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受け
とき ぼうはんとうろく かくにん ひつよう とうろくくず とうろく ひと
る時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の
じゅうしょ しめい せいねんがっぴ とうろくばんごう かくにん けいさつしょ ぼうはんとうろく へんこう
住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

おおいたけん じ てんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうれい **大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例**

ねん がつ おおいたけん じ てんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうれい せいてい じ てんしゃ りょうしゃ じ
2021年6月から大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定され、自転車利用者の自
てんしゃそんがいばいしようせきにん ほ けんとう か にゅう ぎ む か きんねん じ てんしゃ じ こ ぞう か
転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。近年、APUでは自転車事故が増加しています。
あんぜん てきせい じ てんしゃ りょう ねが
安全で適正な自転車の利用をお願いします。

おおいたけん 大分県ウェブサイト <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/zitensyazyourei.html>

ほううちじてんしゃ ひろ **放置自転車を拾ってはいけません**

す ば みちばた じゅうぶん つか じてんしゃ す み おも
ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの
じてんしゃ ほううちじてんしゃ よ だれ じっさい つか じてんしゃ
自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を
ひろ つか にほん じてんしゃ とうなんぼうし とうろくせい じてんしゃ
拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車
だれ しょゆうぶつ じてんしゃ とうなん あ けっか ぐうぜん ほ うち かのうせい
も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。
じてんしゃ の じてんしゃどろぼう
もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

こうつう 交通ルール

いんしゅううんてん 飲酒運転

どうろこうつうほうだいじょうなにびとしゅきおしゃりょうなどうんてん
道路交通法第65条に「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」とあり、必ず守らなければならぬルールのひとつです。「車両等」には「自転車」も含まれます。従って自転車の飲酒運転も違法行為になります。そのほか、酒気を帯びている人に車両等を貸すことや、運転する予定の人に酒を飲ませたり、その車に同乗することも違反です。飲酒運転は絶対にしないでください。

ばっそく 【罰則】

- 酒酔い運転：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
※車両を提供した人も同じ処罰です。
- 酒類の提供・同乗者



むめんきょううんてん 無免許運転

どうろこうつうほうだいじょうめんきょもひとじどうしゃげんそく
道路交通法第64条により、免許を持っていない人が自動車、バイク(原付バイク含む)を運転してはいけません。また、国際運転免許証の場合、「原則として
にほんじょうりくごねんさいだいゆうこうきかんきげんかくにん
日本上陸後1年」が最大の有効期間です。期限をしっかり確認
して運転に臨んでください。期限が切れた国際運転免許証は
むめんきょおなこくさいうんてんめんきょしよううんてんめん
無免許と同じです。(「国際運転免許証」については、「運転免
きょしょう
許証について」(73~74ページ)を読んでください。)



ばっそく 【罰則】

- 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- なお、無免許運転をするおそれがある者に対して自動車等を提供し、提供を受けた者が無免許運転をした場合や無免許運転であることを知りながら、自動車等を運転して自己を運送するよう要求・依頼し、無免許運転をする自動車等に同乗した場合でも無免許運転帮助として罰せられます。

ばっそく 【罰則】

- 自動車等の提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自動車等への同乗：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

いはん スピード違反

どうろこううつうほうだい じょう さいこうそくど してい どうろ さいこうそくど た どうろ
道路交通法第22条により、最高速度が指定されている道路においては最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度（以下の参考をご覧ください。）で走行してはいけません。

さんこう ほうていさいこうそくど ばっすい
参考：法定最高速度（抜粋）

| | いっぱんどう 一般道 | こうそくどうろ 高速道路 |
|-------------------|---------------|-----------------|
| げんつき 原付バイク | 30km/h | — |
| じどうにりん 自動二輪 | 60km/h | 100km/h |
| けいじどうしゃ 軽自動車 | 60km/h | 100km/h |
| ふつうじどうしゃ 普通自動車 | 60km/h | 100km/h |

にほん ばあい げんつき げんどうきつきじてんしゃ うんてんめんきょ ひつよう いちぶ くに げんつき
なお、日本の場合、「原付バイク」（原動機付自転車）は、運転免許が必要です。（一部の国では、「原付
バイク」に運転免許が不要ですが、日本では運転免許が必要なので誤解のないようにしてください。）
また、法定最高速度は原付バイクの場合、30km/hです。



げんつき ふたりの ノーヘル・原付バイクの二人乗り

どうろこううつうほうだい じょう の かた じょうしゃよう かぶ
道路交通法第71条の4により、バイクに乗る方は乗車用ヘルメットを被
らなければなりません。同乗者も同様です。また、道路交通法第55条に
より、原付バイク二人乗りは禁止されています。
これらのはかにも、「信号無視」「右側通行」などが、しばしば見受けら
れる交通違反です。



こうつうじこ あ 交通事故に遭わないために

つうがく かぎ せいかつ ばめん こうつうじこ あ さいしん ちゅうい はら ひつよう
通学に限らず、生活のあらゆる場面において、交通事故に遭わないためには細心の注意を払うことが必要です。
かがいしゃ がくぎょう つづ え ほけん かにゅう じゅうぶん そな ひつよう
加害者になり、学業が続けられなくなることもありますので、保険に加入するなど十分な備えも必要です。

まいち こうつうじこ あ 万一、交通事故に遭ったら

かがい ひがい じだん はなし まえ
①加害・被害にかかわらず、示談の話をする前に、
その場から直ちに警察に電話するなどして届けて
ください。警察への届けがないと、損害保険など
が受けられなかつたり、相手から法外な治療費や
修理代などを請求されることがあります。

こうつうじこ そうだん じぶん かにゅう
②交通事故の相談は、まず、自分が加入している
保険会社か、公的な相談窓口に相談することを
おすすめします。

おおいたけんこううつうじこそうだんじょ
大分県交通事故相談所

097-506-2166

おおいたけんこううんぜんきょうかい
大分県交通安全協会

097-532-0815

じどうしゃあんぜんうんてん
自動車安全運転センター

097-524-6420



うんてん バイクの運転について

日本でバイク（原付バイク含む）を運転する際には、①「運転免許証」と②「自賠責保険」加入が必要です。特に国際免許証でのバイクの運転について、日本では無効である国際免許証で運転していて、無免許運転として警察に検挙されるケースが多発しています。以下の説明をよく読み、無免許運転は、絶対に行わないように注意してください。学生処分の対象となります。

げんつき 原付バイクも免許が必要

ゆうじん　ちじん　ゆづ 友人・知人からバイクを譲りうけるときの注意

そのバイクがすでに「廃車」または「名義変更」手続きが完了済みかどうかを確認しましょう。手続きが未完了のバイクは譲り受けないようにしましょう。また、同時に保険の状態についても確認しましょう。「安いから」とか「タダだから」と単純に飛びつくのは止めましょう。自分のバイクを他人に譲渡などする場合も同様で、上記の手続きを完了してからにしましょう。

うんてんめんきょしょ 運転免許証について

うんてん　にほん　ゆうこう　めんきょしょ　けいたい　ゆうこう　めんきょ　も　うんてん　ばあい
運転するときには日本で有効な免許証を携帯しましょう。有効な免許を持たずに運転した場合は、
ちょうえき　ねんいか　さいだい　まんえん　ばつkin　しほら　こくさいがくせい　にほん　うんてん
懲役3年以下または最大50万円の罰金を支払わなければなりません。国際学生が日本でバイクを運転
するには、以下のいずれかの方法で免許証を取得していることが必要です。

ほうほう 【方法その1】

にほん　うんてんめんきょしょ　しゅとく
日本の運転免許証を取得する。

ほうほう 【方法その2】

じこく　うんてんめんきょしょ　にほん　うんてん　き　か
自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

ほうほう 【方法その3】

こくさいめんきょしょ　じょうやく　しゅとく
国際免許証（ジュネーブ条約によるもの）を取得する。

| | | |
|-----------------|-----------------------|--------------|
| 氏名 | ○ ○ ○ ○ | 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 |
| 本籍 | | |
| 住所 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 | |
| 交付 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 0 1 2 3 4 | |
| 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効 | | |
| 免許の 条件等 | | |
| 備考 | 第 000123456789 号 | |
| 二小綴 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 運転免許証 |
| 他 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 交付 |
| 二種 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | 更新 |
| 〇〇県 公安委員会 | | |

ほうほう 【方法その4】

か　き　とくてい　くに　ちいき　うんてんめんきょしょ　も　ば　あ　うんてんめんきょしょ　こう　て　き　か　ん　ほん　やく　ぶん　つね
下記の特定（国・地域）の運転免許証を持っている場合は、運転免許証と公的機関による翻訳文を常に携帯していれば日本でも運転することができます。ただし、有効期間や条件は国際免許と同様です。
(スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)

日本の運転免許証の取得については、下記の場所にお問い合わせください。

おおいたけんうんてんめんきょしょ 大分県運転免許センター TEL : 097-528-3000

<https://www.pref.oita.jp/site/keisatu/menkyo-index.html>

APUの通学ルールとマナーについて

通学は公共の交通機関を利用しましょう。本学では自動車通学を禁止しています。キャンパス内への無許可でのバイク・自転車の乗り入れも認めていません。

迷惑駐車（大学近隣の路上駐車、別府湾SA、高速バス利用者用駐車場、APハウス他）はやめましょう。

迷惑駐車を行う学生にたいしては、大学は「警告」を与えた上で、学生賞罰規程による「停学処分」「禁学金停止」という厳しい処分を行う場合があります。

高速バス利用者駐車場を利用する場合は、事前・事後にスチューデント・オフィスに届出が必要です（SAと情報共有のため）。

迷惑駐輪やバイク・自転車の放置、バス停周辺への自転車の駐輪による他の車両への通行妨害や店舗での利用外駐車など、最近、市民からの苦情が多くなっています。

こんな場合は

- (身体に障害を持つなどの理由で) 公共交通機関での通学は無理なので、車通学を許可してほしい。
⇒車通学の申請理由文書、公共交通の利用が困難と判断した医師の診断書や、その他の客観的に証明する書類、任意保険証書などを提出の上、審査が行われます。スチューデント・オフィスで相談してください。

● バイクで通学をしたい。

- ⇒バイク登録を行い、所定のシールをバイクに貼ることが必要です。入学時に配布した資料で、申請に必要なことを確認してください。クレオテック（A棟1階）で手続きを行っています。

● サークル活動で荷物搬入の車を入構させたい。

- ⇒スチューデント・オフィスで臨時入構の申請を受付けています。許可なく入構した場合は、上記の処分の対象になることがあります。

● バスの定期を購入したい。

- ⇒入学直後に入構料を支払う場合は、おこなに支払う必要があります。日程にご注意ください。

保険の加入について

自賠責保険は、バイクによる交通事故を起こした際に、被害者的人身事故を最低限保障するための保険です。これに加入していないバイクの運転は違法です。新規バイク購入時は販売店で加入手続きをしてください。通常は販売店が代理で手続きをします。知人・友人から譲り受けた場合は、そのバイクがすでに「廃車」手続き済みか「名義変更」済みであることを確認しましょう。「自賠責保険証書」は、運転中には常に携帯していることが必要です。不携帯の場合は30万円以下の罰金、未加入の場合は50万円以下の罰金になります。APUへバイク通学をするためには、任意保険への加入(対人:無制限、対物:200万円以上、搭乗者:200万円以上)が義務づけられています。自賠責保険は、被害者の人身部分の損害(怪我等)を保障するためのものであり、被害者の物損(自動車やバイク等の損害)や運転者側の損害は保険対象となっていません。また、交通事故での治療費は健康保険の対象にならない場合があります。そのため、物損事故や自分自身の治療費までも補償する任意保険にも加入手続きをしてください。

クレオテック(本部棟2階)で、自賠責保険・任意保険の加入手続きができます。

自賠責保険の支払い限度額

| | |
|---------|-------------------------------|
| 死亡の場合 | 3,000万円/人 |
| 後遺障害の場合 | 75万円/人~4,000万円/人 (程度により異なります) |
| ケガの場合 | 120万円/人 |

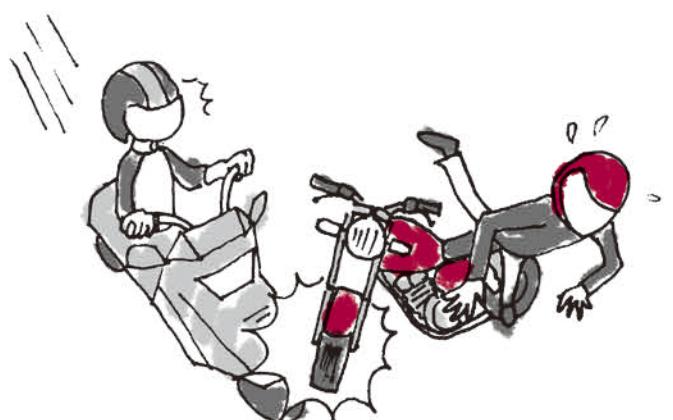
(事項例)

事故状況:

Aさんがバイク運転中に、交差点で停止していたBさんのバイクに、後ろ方向から衝突する。Aさん側の過失割合が100%と判断される。

損害額負担:

| |
|---|
| Aさんが、下記損害額を全て弁済する必要がある。 |
| Bさん(被害者) 損害 人身 運転者左腕骨折 治療費 100万円…(a) |
| 物損バイク修理費 100万円…(b) |
| Aさん(加害者) 損害 人身 運転者右腕骨折 治療費 100万円…(c) |



保険適用:

- (1) **自賠責保険** (a)のみ保障対象となる。
- (2) **任意保険** 適切な保険に加入していれば、(a)(b)(c)全てが保障対象となる。

けんこうかんり 健康管理

ヘルスクリニック

みんなが、学生生活を有意義に過ごすためには心身ともに健康であることが大切です。

1. バランスのよい食事（主食・主菜・副菜）を摂るよう心がけましょう。

1日3食、規則正しく食べるのが目標です。サプリメントに頼らず、普段の食事から栄養を補いましょう。また、無理なダイエットは禁物です。

2. 適度な運動は、体調を整えます。また、体重増加の場合は減量の効果もあります。

無理せず、大学生活の中で運動不足を感じない程度に、規則正しく体を動かししましょう。

3. 適度な休養・睡眠をとりましょう。できるだけ規則正しく睡眠時間を確保するよう心がけましょう。人

それぞれ違いますが、翌日に疲れが残らないことをひとつ目の目安にしてください。

「体調がおかしいな」と思ったり、健康面で不安がある時は、気軽にヘルスクリニックまで相談してください。



〈ヘルスクリニック開室時間・連絡先〉

開室時間：月～金曜日 10:00～17:00 Email : booking@apu.ac.jp

※閉室時間中に気分が悪い、ケガをしたなどの場合はスチューデント・オフィスに相談してください。

〈ヘルスクリニックでできること〉

①～⑥は、すべて無料で提供します。

①学内でのケガや急病の場合、*応急処置ができます。

②身体相談を行ったり、健康状態に応じて適切な病院や診療所を紹介します。

③健康診断の案内、健康診断後の尿検査の実施及び精密検査の案内を行っています。

④身長・体重（体内脂肪）・血圧測定受けることができます。

⑤禁煙相談を受けることが出来ます（予約制）。

⑥海外渡航の予定のある方へ予防接種の相談や医療機関の紹介・予約を行います。



*応急処置とは、

●傷口の消毒やガーゼ・包帯などで保護する

●軽度の体調不良者（かぜ・頭痛・歯痛・腹痛・胃痛・生理痛等）には1回分の常備薬（市販薬OTCに限る）を提供する

●安静が必要な方にはベッドでの休養を提供する……ことです。

※ヘルスクリニックには、医師は常駐していません。病気の診断、投薬、注射など医療行為はできません。

〈ヘルスクリニックの利用方法〉

受付入口にある「ヘルスクリニック受付票」のQRコードからサーバイにアクセスし、学籍番号や氏名・利用目的等を入力して保健師に声をかけてください。

別府の医療機関

直接、病院で診療を受ける場合は、必ず保険証を持っていってください。また、日本語のみの対応となる場合がありますので、日本語での会話が苦手な方は、友人や先輩など通訳のできる方に一緒に行って頂くことを薦めます。別府市内の病院情報は、下記のウェブサイトなどから確認できます。

別府市医師会ネットワーク（日本語）

<http://www.beppu-med.or.jp/ippan/medicalinstitution/>



おおいた医療情報ほっとネット（日・英・韓・中）



<https://iryo-joho.pref.oita.jp/>

メディカルアシスタント（国際学生のみ）

国際学生の皆さんには、日本の医療機関の受診や処方された薬の説明を受ける際、英語での通訳が必要と感じたことがあると思います。

症状に応じた適切な医療機関の紹介や受診の際に必要となる医師や看護師、薬剤師とのやりとりにおいて必要となる通訳サポートを受けることができます。24時間365日、英語・中国語・日本語他、計18言語での通訳サポートを受けることができます。対応可能な言語は、以下の表を参照してください。APU国際学生専用の電話番号は、「03-3811-8124」となります。このサポートは、日本国内のみ利用可能で皆さんに一切の費用はかかりません。

〈対応可能言語〉

| |
|---|
| 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・ |
| ネパール語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ |
| ドイツ語・イタリア語・ロシア語 |

いりょうほけんせいど 医療保険制度

どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気やケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額の医療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金出し合って、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

けんこうほけんなど　えんかくちひほけんしゃじょう　こくないがくせいたいじょう 健康保険等の遠隔地被保険者証（国内学生対象）

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に加入している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し（31ページ参照）、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に加入する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

こくみんけんこうほけん　こくさいがくせいたいじょう 国民健康保険（国際学生対象）

- 「国民健康保険」（略称：国保）は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ（<http://www.kokuho.or.jp/>）の「国民健康保険制度」という項目で確認できます。

● 国保への加入義務

りゅうがく　ざいりゅうしかく　も　こくさいがくせい　こうかんりゅうがくせいふく
留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。

● 国保への加入手続きと届け出

こくほ　かにゅうてつづ　とど　で
国保への加入手続きは、（市）役所等の国民健康保険担当課で行います。
にゅうがくまえ　にほんこくがい　きょじゅう　こくさいがくせい　ばあい　にゅうがくご　おこな
入学前に日本国外に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険税申告書」を提出してもらいます。後日、別府市役所の方が来学されて、皆さんに「国民健康保険被保険者証」（以下、保険証）を交付します。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年7月中に皆さんの住所に郵送されます。

にゅうがくまえ　にほんこくない　きょじゅう　こくさいがくせい　ばあい　あたら　きょじゅう　ばしょ　し　やくしょ　れい
また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の（市）役所（例：別府市役所）で住所変更の手続きを行う時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。以前居住していた場所の（市）役所が交付した保険証は使えません。

●保険料(税)の支払いについて①

保険料(税)は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料(税)は、毎年1月に、前年の日本での収入を申告し(「所得申告」といいます)、その申告に基づき、(市)役所が6月に決定します。

決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料(税)は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料(税)は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をしますので、対象者は、期間内(約2週間)にてつづ手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が(市)役所で行うことになります。

*別府市の2021年度実績:

所得申告をしなかった場合の年間保険料(税) 61,800円 → 減額後18,400円

*金額は毎年変更されます。(市)役所からの連絡を必ず確認してください。

●保険料(税)の支払いについて②

保険料(税)は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末ですので、次月に通帳記入をすることにより、保険料(税)が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。

振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、(市)役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って(市)役所または金融機関へ行き、納期までに保険料(税)を納めます。

保険料(税)を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って(市)役所または金融機関へ行き、保険料(税)と督促料を納めましょう。滞納を続けていると、保険証の有効期間が短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うことになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

次の場合には、(市)役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

*住所変更(APハウスの部屋番号が変わった場合も含む)や氏名変更をした場合

変更した日から14日以内に(市)役所に届け出してください。

*休学・交換留学などで、長期間日本から出国する場合や卒業し日本を出国する場合

出国する前に、(市)役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きを行い、保険証を返却してください。

もし、届出を怠った場合、日本に戻って居住する際に新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない場合があります。

●医療を受けるとき

病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

| 国保で受けられる医療（例） | 国保で受けられない医療（例） |
|----------------|------------------|
| 診察 | 予防接種、健康診断 |
| 医療処置、手術や歯などの治療 | 歯列矯正、美容整形 |
| 処方箋 | 正常な妊娠・出産・中絶 |
| 入院（食事代除く）と看護 | けんかや泥酔などによるケガや病気 |

保険証を持たずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うことになります。しかし、後日、（市）役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持って行けば審査により払い戻しを受けられます。

他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

● 高額療養費について

病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる場合があります。そのような場合に、負担を軽減させるための措置として、*自己負担限度額を超えた分の医療費が払い戻される制度があります。

自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要になります。詳しくは、（市）役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

*自己負担限度額：低所得者（市区町村民税の非課税者等）は35,400円（ただし、新入生は57,600円）

まとめ

- 入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう
- 保険料の支払いは「自動振込み」にしよう
- 每年1月に「所得申告」の手続きをしよう
- 引越しや出国のときは（市）役所で手続きをしよう
- 受診の際はかならず保険証を持っておこう
- 国保で受けられない医療もある

学生教育研究災害傷害保険など

学生生活を送るにあたって、事故やケガのないように注意することは当然であり、大切なことです。しかし、万一、教育研究活動中に事故やケガが発生した場合に備えて、APUでは、保険料(掛金)を大学が負担し、在学する全ての正規学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」(略称:学研災http://www.jees.or.jp/gakkensai/)に加入しています。さらに特約として、大学の正課、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、通学や学校施設等相互間の移動をしている間の傷害事故を補償する「通学中等傷害危険担保特約」(略称:通学特約)を付帯しています。

● 保険金請求に関する手続き

各種書類の交付や提出先は、スチューデント・オフィスの窓口です。



支払われる保険金(医師の治療を受けたとき)

| 担保範囲 | 治療日数 | 医療保険金 | 入院加算金 |
|----------------------------|-------|----------------------|-------------------------------|
| 正課中 学校行事中 | 1日以上 | 3,000円～ 300,000円 | 入院1日つき 4,000円 (1日～180日) |
| 通学中 学校施設等相互間の移動中 | 4日以上 | 6,000円～ 300,000円 | |
| 上記以外の学校施設内 大学に届け出た課外活動中 | 14日以上 | 30,000円～ 300,000円 | |

※上記以外に、後遺障害保険金などが支払われる場合があります。

「学校施設内」にいる間でも、APハウスにいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。ただし、どんな場合でも補償されるとは限りません。更に補償の厚い保険を希望する場合は、大学生協や各保険会社が行っている「学生総合保険」「スポーツ安全保険」、「ボランティア活動保険」などに各自で加入してください。

インターンシップに参加する場合は、キャリア・オフィスで「学研災付帯賠償責任保険Bコース」(略称:インターン賠)の加入手続きが行えます。

健康診断

日本では、「学校保健安全法」という法律で、1年に1度健康診断を受けることが義務づけられています。そこで、APUでは、無料の「定期健康診断」を下記の要領で実施しています。

健康診断の目的

学生定期健康診断の目的は、以下の3つです。

- 健康上の問題を早期発見する。
 - 自分の健康状態を把握し、健康の保持・増進に役立てると共に、自己管理を学ぶ。
 - より良い健康状態で、心身ともに充実した大学生活を送れる。
- 健康診断で発見される健康問題の多くは、肥満などの生活習慣病です。メタボリックシンドロームなどの重大な健康問題は、学生の頃からの悪い生活習慣の蓄積によってさらに深刻化していきます。ですから、この時期に、自分の健康状態を把握し、自己管理する習慣を身につけることは、より良い大学生活を送るために非常に重要な事であると共に、今後の健康を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

また、重大な健康問題の一つに、結核などの感染症があります。

万が一、感染力の強い感染症が、キャンパス内で発生した場合、たちまち多くの学生や地域に広がり、集団感染へ発展する可能性もあります。結核等の感染症の発見には定期健康診断が有効です。自分自身と周りの人の健康を守るために、学生の皆さんには、毎年必ず健康診断を受診して頂くようお願いいたします。(感染症については、「感染症予防」(85ページを読んでください。))

健康診断の内容

(1)身長・(2)体重・(3)尿検査(蛋白・潜血・糖)・(4)血圧検査・(5)胸部X線検査^{*}の他に、入学時や卒業年度には追加検査を実施しています。

追加検査(入学時) 内科診察、血液検査、視力検査
(卒業年度) 視力検査

入学時には、今後の学生生活をより健康的なものにするために、詳しい検査を行ない、全体的な健康状態を把握できるようにしています。卒業年度には、就職や進学で利用する健康診断証明書の発行に必要な視力検査を追加検査として実施しています。

*胸部X線検査の被爆量は、日常生活で受ける被爆量よりも少なく、健康を害する危険性はありません。

健康診断を受ける時期

奇数セメスターと復学・再入学時に必須となっています。(下記参照)

| 時 期 | 内 容 |
|---|--|
| 1回目 かいめ にゅうがくじ 入学時 | にゅうがくじ ついかけんさ 入学時の追加検査あり |
| 2回目 かいめ だい 第3セメスター開始後1週間以内 かいしご しゅうかんない | だいがくいん がくせい そつきょうねんど ばあい 大学院の学生が卒業年度の場合は ついかけんさ 追加検査あり |
| 3回目 かいめ だい 第5セメスター開始後1週間以内 かいしご しゅうかんない | がくぶせいそつきようたいしようしゃ 学部生早期卒業対象者、もしくは だいがくいん がくせい そつきょうねんど ばあい 大学院の学生が卒業年度の場合は ついかけんさ 追加検査あり |
| 4回目 かいめ だい 第7セメスター開始後1週間以内 かいしご しゅうかんない | そつきょうねんど ついかけんさ 卒業年度の追加検査あり |
| 5回目以降 かいめいこう きすう 奇数セメスター開始後1週間以内 かいしご しゅうかんない | そつきょうねんど ついかけんさ 卒業年度の追加検査あり |
| その他 た ふくがく 復学・再入学したセメスター開始後 かいしご しゅうかんない 1週間以内、交換留学より戻ってきた かいしご しゅうかんない セメスター開始後1週間以内 かいしご しゅうかんない | そつきょうねんど ばあい ついかけんさ 卒業年度の場合は追加検査あり |

2022年度健康診断日程

2022年度の健康診断は以下の日程で行う予定です。ただし、実施日や実施時間等若干変更する可能性もあります。健康診断についての詳細は、実施予定の前の月にキャンパスマーニナル、スチューデント・オフィスホームページでお知らせしますので、各自で必ず確認してください。

また、2024年3月に卒業予定で、2023年春セメスターに奇数セメスターとなる学生は2023年2月と3月に行われる早期健康診断を受ける事ができます。詳細は、キャリアガイダンス時、または、2022年12月にキャンパスマーニナルでお知らせいたしますので、各自で必ず確認してください。

| | 2022年春セメスター | 2022年秋セメスター |
|----------------------|---|--|
| 定期健康診断 ていきんこうしんだん | 新入生：4月初旬 しんにゅうせい しょじゅん ざいこうせい しょじゅん ちゅうじゅん 在校生：4月初旬～中旬 ざいこうせい しょじゅん ちゅうじゅん | 新入生：9月末 しんにゅうせい がつまつ ざいこうせい がつまつ がつごろ 在校生：9月末～10月頃 ざいこうせい かくじ かなら かくにん |

健康診断の場所

大分県厚生連健康管理センター (鶴見病院に隣接しています)

住所 別府市大字鶴見4333番地 電話 0977-23-7112

健康管理センターの場所は下記の地図を参照してください。

定期健康診断中は、健康管理センターとAPUを結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

健康診断の際には、記入を済ませた「問診票」を必ず持参してください。



APU

- APUから 大分交通バス51番に乗り、吉弘神社前バス停で下車
- JR亀川駅 亀の井バス6番（別府駅行き）に乗り、鶴見病院東口で下車
- JR別府駅 亀の井バス6番か大分交通バス61番／AS61番に乗り、鶴見病院東口で下車
- 鉄輪 亀の井バス25番に乗り、鶴見病院前で下車

（重要）定期健康診断を受けなかった場合

- 結核、腎臓病、高血圧、糖尿病などの自覚症状のない慢性疾患の発見が遅れ、学生生活に支障をきたし、就職/進学時に最良の健康状態で、活動できなくなることがあります。
- 大学の健康診断証明書の発行ができません。なお、指定された期間外に健康管理センターで健康診断を受診した場合や、他の医療機関で受診した場合も、大学からの健康診断証明書は発行できませんので、ご注意ください。
- 国際学生授業料減免奨学金（減免100・80・65・50・30）・国内学生優秀者育英奨学金・国内学生修学奨励奨学金を受給している学生については、次セメスターより奨学金の受給が停止されます。
- スチューデント・オフィスで行っている学生支援（例：奨学金の新規・継続申請）を受けられません。

健康診断証明書

本学の健康診断を受けていれば、健康診断証明書を発行できます（詳細は31ページ参照）。進学先／就職先から健康診断証明書の形式が指定されている場合は、スチューデント・オフィス窓口で受付をします。ただし、本学の健康診断の結果に基づいて発行しますので、指定された健康診断証明書の内容が、本学の健康診断の内容で充足されない場合は発行できません。また即日発行はできませんので、日程の余裕をもって申請してください。

- 健康診断証明書の発行時期
- 定期健康診断を受診した翌週の火曜日から、証明書の発行が可能になります。ただし、健康診断の結果、異常がある場合は、再検査を受けないと証明書の発行が出来ませんのでご注意ください。

● 健康診断証明書の有効期間

大学が発行する健康診断証明書は定期健康診断のデータをもとにして、春の定期健診受診者は翌年3月31日まで、秋の定期健診受診者は翌年9月20日まで、在学期間中は、発行できます。ただし、それぞれの企業や大学が特別に証明書の有効期限を設定している場合もありますので、注意してください。

感染症予防

感染症予防はあなたが感染症にかかるて苦しく辛い思いをするのを防ぐ為だけに必要なものではありません。あなた自身が感染源となり家族や友人、周囲の人々に感染症を広げ、感染症が蔓延した社会を作らない為にも、感染症について正しく理解し、日々の生活の中で予防を徹底することはとても重要なことです。

〈日常生活での感染症予防〉

感染症予防の基本は「手洗い」と「うがい」です。外出から帰った後や料理をする前、食事前には石鹼を使ってしっかりと手洗いをしましょう！うがいは、のどについた汚れや細菌を洗い流すとともに、のどの粘膜を保護し、免疫の力を高めますので、帰宅時、起床時、就寝前に励行することで感染症を予防しましょう。

また、飛沫感染を起こす感染症（新型コロナウイルス感染症等）の予防には、マスクが有用です。正しく着用しましょう。

〈新型コロナウイルス感染症について〉

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染や接触感染により広がります。

現在までの段階で、このウイルスに感染しないためには、以下の予防方法が有用です。

①マスクの着用

飛沫感染は、くしゃみ、咳、つばなどから感染します。そのため、マスクを着用することで感染するのを防ぐだけでなく、あなたがウイルスに感染していた場合に、周りの大切な人に感染させるのを防ぐことができます。

また、マスクの種類によっても予防効果に差があります。「体調の悪いとき」「医療機関に行くとき」「人ごみにいるとき」には、飛沫防止効果の最も高い、不織布マスクを使いましょう。

②手洗い・手指消毒

手洗い・手指消毒は感染症予防の基本です。

感染者が、くしゃみや咳をして手についたウイルスを周りの物に移してしまい、それを他の人が触る

正しいマスクの着用



- ① 鼻と口の両方を確実に覆う
- ② ゴムひもを耳にかける
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う

だけでは感染しませんが、その手で口や鼻、眼の粘膜を触ることで感染します。

手についたウイルスは、正しい手洗いでほとんど洗い流すことができます。こまめに行なうことも大切ですが、食事の前、トイレの後、外からの帰宅後には必ず洗うようにしましょう。

【正しい手の洗い方（厚生労働省）】

(日本語) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>



(英語) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000597149.pdf>



③換気の悪いところに長時間滞在しない

マスクを着用していても、換気の悪いところで長時間にわたり滞在することで、感染のリスクは格段に上がります。また、全国の大学生の感染事例等によれば、長時間にわたる複数名での「ごはん会」「パーティ」「カラオケ」等への参加が、主な感染経路になっています。換気が悪い状況で密になりやすい、打ち上げやホームパーティ、友人等とのドライブ、帰省時の友人・知人との懇親会などの開催・参加は、中止・延期してください。

④体調が良くない場合は勇気を持って行動を制限する

風邪症状、発熱などで体調が良くない場合は、自分の友人ととの約束やアルバイトなどがあっても、勇気を持って断ってください。この勇気が、「感染しない、感染させない行動」です。世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るう中、感染予防に努めているにも関わらず、やむを得ず感染してしまう場合もあります。その際、みなさんが取るべき行動を理解しておきましょう。

〈感染が疑われる場合〉

下記を参考して相談・報告し、指示にしたがってください。

代表的な症状は・発熱・咳・倦怠感・喉の痛み・頭痛・味覚や嗅覚の消失です。

○平日の昼間（9:00-17:30）

1) APUヘルスクリニックにメールで、症状を相談してください。携帯電話を持っている場合は、連絡先も記載しておいてください。

2) APUヘルスクリニックから、学生のみなさんに、聞き取りを行います。必要に応じて病院紹介、保健所への相談をしますので、その指示にしたがってください。

○夜間や土・日・祝日

1) APハウスに住んでいる場合は、各棟の管理人に相談し、指示を受けてください。

2) 大分県内に住んでいる場合は、「大分県受診相談センター」に相談してください。

3) 上記以外は、最寄りの受診・相談センターに電話で相談してください。

4) 結果については、APUヘルスクリックにメールで報告してください。

※持病などがあり、かかりつけ医がある場合には、まずそちらに相談してください。

【連絡先・相談先】

- APUヘルスクリック メールアドレス : booking@apu.ac.jp
- 東部保健所 (APUを管轄する保健所) 電話 : 0977-22-2511
- 大分県受診相談センター 電話 : 097-506-2755 (24時間対応)
- 国際学生専用メディカルアシスタンスサービス (77ページ参照)

〈感染者もしくは濃厚接触者となった場合〉

みんなが感染者もしくは濃厚接触者となった場合は、保健所や医療機関からの指示に従ってください。

また、必ずAPUヘルスクリックへメール (booking@apu.ac.jp) で報告してください。

感染は誰にでも起こることです。大学への感染の報告で学生のみさんが不利益を被ることは一切ありません。むしろ、授業欠席の配慮や体調観察を行うなど、みなさんのサポートをします。感染の報告により、大学は迅速に感染拡大を防止することができます。ご協力をお願いします。

- APUヘルスクリックへメールで届け出る。
- APUヘルスクリニックから送付されるサーベイに入力する。
- APUヘルスクリニックからの現状確認や体調チェックに応じる。
- 法定感染症による授業欠席の手続きを行う。

授業欠席について

URL : <https://www.apu.ac.jp/academic/page/content0016.html/?c=17>



- 授業欠席の理由を担当教員に連絡する。

- もしもの感染に備え「接觸確認アプリ」(厚生労働省)をダウンロードしましょう。

App Store

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



Google Play

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>



〈感染者に対する人権への配慮〉

誰もが、新型コロナウイルスに感染しうる状況です。誤解や偏見等により、感染者・濃厚接触者やそのご家族等に対する誹謗・中傷や差別につながるような人権侵害は、決して許されることではありません。

かんせんかくだいともなじゅぎょうとう 〈感染拡大に伴う授業等について〉

かんせんしや どうこう りゅうこう じょうきょう だいがく ぎょうじ じゅぎょう けいたい か そうてい さい
感染者の動向や流行の状況によって、大学の行事や授業の形態などが変わること想定されます。最
しん じょうほう にゅうしゅ だいがく
新の情報を入手できるよう、大学のホームページやキャンパスマーニナル、APUメールはこまめにチェックしてください。

かいがいとこうじ かんせんじょうよぼう 海外渡航時の感染症予防

WHO（世界保健機構）は世界の三大感染症として、エイズ・結核・マラリアをあげて注意を促していますが、近年、エボラ出血熱や新型コロナウイルス感染症が大きなニュースとなったように、地球上には他にも気をつけなければならない感染症が多々あります。特に旅行中の環境変化などのストレスは、感染症に罹りやすい健康状態を作り出します。

以下、海外へ渡航する際に確認すべき感染症予防のチェック項目となっていきます。
全てのチェック項目を実施し、準備万端で渡航してください。

【渡航前・渡航中】

- 危険な感染症から身を守る為に自分の渡航する地域に流行している感染症について知る。

 - CDC (Centers for Disease Control and Prevention) Travelers' Health
<http://www.cdc.gov/travel/> (英語)
 - FORTH (For Travelers' Health) 厚生労働省検疫所ホームページ
<http://www.forth.go.jp/> (日本語)
 - Fit for travel
<http://www.fitfortravel.nhs.uk/home>

- ホームページに掲載している「感染症予防の10力条」をしっかり読む。

● スチューデント・オフィスホームページ>学生生活支援>健康管理・定期健康診断>感染症予防>
「感染症予防の10力条」

● 渡航先の国への入国に必要、また、交換留学先が要求している予防接種の有無を確認する。

● 渡航先で流行している感染症のリスクを把握し、予防接種の必要性を自分自身で検討する。

● 予防接種が必要な場合、その希望する予防接種にどれくらいの期間が必要かを確認する。

※ 交換留学時などに、必須、または奨励される予防接種もあります。自分にどのような予防接種が必要とされるのか確認しましょう。また、予防接種は感染症に100%感染しない為のものではないことを理解し、自分を守る為に自分でどのように感染症を予防するのかを知り、実践出来る様に準備をしてください。

渡航中の保険への加入・受診できる病院の検索方法の確認をする。

● 外務省在外公館医務官情報 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/> で自分の行く国を確認する。

● 加入した保険の内容に病院紹介や健康相談が入っているか確認し、そのサービスがある場合はどのように行なえばいいのかを知っておく。

【帰国後】

2ヶ月間は、渡航中に感染症に感染している可能性があることを認識する。

● 下痢・嘔吐・腹痛・発熱・頭痛・のどの痛み・発疹などの症状があればヘルスクリニックに相談する。

※ 高熱、ひどい下痢や嘔吐がある場合などは、外出を控え、ヘルスクリニックへ電話またはメールで連絡してください。

【たびレジ登録について】

渡航先で事件や感染症などが発生した場合に、登録したメールに在外公館等から最新情報が届く、日本の外務省が行っている登録制度です。邦人の場合は、この情報をもとに国が保護確認も行います。メールアドレスは3つまで登録できるので、日本人以外の場合は、一緒に渡航する日本人がたびレジに登録する際に、一緒にメールアドレスを登録してもらえれば、緊急情報メールを受け取ることが出来ます。日本語のみの対応です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

健康的な学生生活を送るために

〈アルコール～急性アルコール中毒は時に死をまねく！～〉

大量のお酒を短い時間で飲めば、肝臓での代謝が追いつかず、アルコールは血液の中にとどまることになります。その結果、アルコールの血中濃度が急上昇して、一気に「昏睡期」に陥ります。これが「急性アルコール中毒」です。こうなると、意識は混濁し、時には呼吸が麻痺したり、吐いたものをのどに詰まらせ死に至ることもあります。一時の盛り上がりで、友人・知人を死に至らしめるような権利は、誰にもありません。「イッキ飲みはしない、させない」絶対に守ってください！もし、イッキ飲みをして次のような症状が出てしまったら、すぐに救急車を呼びましょう。



- ①意識がない。ゆすっても、つねっても起きない
- ②全身が冷えきっている
- ③呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い
- ④大量の血や、食物を吐いている
- ⑤失禁している

〈タバコ〉

タバコの煙には、約4,000種類の化学物質が含まれており、そのうち200種類には有害性があり、さらに60種類以上の発ガン物質を含んでいることがわかっています。これは、喫煙者のみならず、副流煙を吸う非喫煙者にも同様の有害物質を摂取する可能性があるということでもあります。喫煙、受動喫煙によって、肺がんなどの疾病リスクが高まるることは知られていますが、そのほかにも、喫煙者は非喫煙者より集中力が低下しやすいなどメンタルヘルス上も問題があります。また、近年では「喫煙者は採用しない」という方針をもつ日本企業もあります。

〈ドラッグ〉

近年、大麻などのドラッグが社会全体を揺るがしています。ドラッグが原因と見られる死亡事故や殺人事件など、みなさんもテレビやネット、新聞などで目にしたことがあるでしょう。こうしたドラッグはハーブやアロマオイル、バスソルトなどを装っていますが、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上に人体に有害な影響を与えます。ドラッグを吸ったり、飲んだりすると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、重体に陥ったり、幻覚や興奮のために他人への暴力など奇行に走ることもあります。「一回なら大丈夫」「いやになればすぐにやめられる」などと安易に摂取してはなりません。大麻などのドラッグは、麻薬や覚せい剤と同様に常習性があり、あなた自身はもちろん、あなたの家族や友人、

恋人をも巻き込んで不幸にします。絶対に手を出さないでください。

また、「ドラッグ」の情報を得たという場合は、速やかに警察に届け出してください。

性感染症

性感染症とは、性行為によって人から人へ、皮膚や粘膜から感染する病気の総称です。性行為にも様々な方法があり、膣でのセックス、オーラルセックス、肛門セックス等あります。これらの性行為を行えば、誰でも感染する可能性がある病気です。正しい知識を身につけ、性感染症を予防する事が大切です。また、性感染症にかかるとしても、早期に発見・治療を行えば、病気によっては完治します。完治できない場合でも重症化を遅らせる事ができます。知らない間に大切なパートナーに感染を広げてしまわぬためにも、性感染症の症状がある場合や性感染症の感染が疑われる性行為を行った場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

スチューデント・オフィスホームページには、性感染症の種類や症状、予防方法が詳しく掲載されています。各自で確認し、性感染症予防に役立ててください。ヘルスクリニックでは性感染症に関する健康相談を行っており、医療機関の紹介も行っております。検査を受けたい場合や、性感染症の感染が疑われる場合、何か心配な事がある場合は、いつでもヘルスクリニックまでご相談ください。

カウンセリングルーム

大学生活では、将来への希望をふくらませる一方で、様々な不安や悩み、思いがけない困難や問題を抱えることがあるかもしれません。今まで誰にも言えず1人で抱え込んでいたこと、こんなこと相談しているのかなと思っていることを、カウンセラーがその思いを聞きながら、一緒に問題を解決したり、みんなさんの自己成長のサポートをしていく場所が「カウンセリングルーム」です。相談をしたいときはどんな些細なことでもかまいませんから、気軽に来室してください。学生の希望や必要がある場合は学外の専門スタッフや専門機関を紹介します。相談料は無料で日英両言語で対応します。相談内容の秘密は全く守られますので安心してください。相談を希望する場合は、予約が必要ですが、当日相談も可能です。どんな相談でも構いません。例えは…

● 学業について

授業についていけない、グループワークが苦手…等。

● 対人関係について

友人、恋人、家族との関係に悩んでいる、コミュニケーションが苦手…等。

● 将来について

就職活動が不安、将来のことを考えるのが苦しい…等。

● 精神的な不調について

気分が落ち込む、イライラする、気分が不安定、意欲が湧かない…等。

● 体のことについて

よるねむ しょくよく つか
夜眠れない、食欲がない、疲れやすい…等。

● その他

サークルやアルバイトでの困り事、なんか人と話したい、愚痴りたい、ほっと一息つきたい、…等。

〈カウンセリングルームの場所〉

ばしょ とうかい よこ
場所：A棟1階のヘルスクリニック横にあります。

〈カウンセリングルームの開室時間〉

うけつけじかん げつようび きんようび
受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:30

じかん げつようび きんようび
カウンセリング時間 月曜日～金曜日 10:30～16:30

※カウンセラーのスケジュールは変更することがあります。カウンセリングルームホームページ
(<https://www.apu.ac.jp/studentsupport/page/content0034.html/>) でスケジュールを
確認してください。



〈カウンセリングルーム HP〉

〈予約方法〉

でんわ よやく ないせん うけつけじかんちゅう
①電話で予約…0977-78-1126 内線2444 (受付時間中)

ちよくせつたず うけつけじかんちゅう
②カウンセリングルームを直接訪ねる。(受付時間中)

よやく
③E-mailで予約 counsele@apu.ac.jp

きんきゅう ぱあい へいしつ
※緊急の場合でカウンセリングルームが閉室している場合は、ヘルスクリニックまたはスチューデント・
オフィスに相談してください。

救急措置の手順（心肺蘇生とAEDの使用方法）

〈人が急に倒れた・意識がないようだ！その時……〉

おおごえ よ
①大声で呼びかける 「大丈夫ですか！」

かた かる はんのう たし
②肩を軽くたたき、反応があるか、ないかを確かめる

おおごえ オウエン よ
③大声で、応援を呼ぶ

ばん きょうしつ ばあい きゅうきゅうしゃ よ ちゅうおう かんしつ
④119番（教室からの場合、#119）で救急車を呼び、中央監視室

ないせん ばあい かんりにんしつ ないせん
(内線：2810) またはAPハウスの場合は管理人室 (内線：ハウス1

れんらく
534-9500／ハウス2 535-9500) に連絡

ちゅうおうかんしつ かんりにん いらい
⑤中央監視室または管理人にAEDを依頼する



こきゅう とき
〈「呼吸がない！」その時……〉

①胸骨圧迫をする

つよ せいじん すく きょうこつ しず つよ はや すぐ かい ふん た ま ちゅうだん さいしょうげん
 強く(成人は少なくとも胸骨が5cm沈む強さ)、早く(少なくとも100回/分)、絶え間なく(中断は最小限に)

②人工呼吸

じんこうこきゅう ぱあい きょうこつあっぱく つづ
 人工呼吸ができないか、ためらわれる場合は、胸骨圧迫のみを続ける

③胸骨圧迫30回+人工呼吸2回を繰り返す

④AEDを使用する

AEDの使い方(詳しくはAEDに添付されています。)

1. AEDの電源を入れる(ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります)

2. 電極パッドを傷病者の胸に貼る(貼る位置は、パッドに描いてあります)



パッドを貼る時の注意点

①肌に直接貼る

②傷病者の胸が濡れていたら、拭く

③胸に貼り薬があり、パッドを貼る際に邪魔になる時ははがし、肌に残った薬剤をふき取ってからパッドを貼る

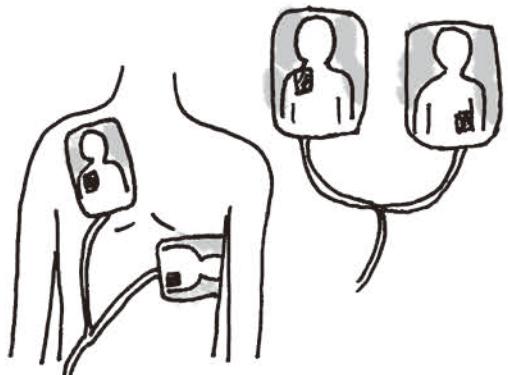
④ペースメーカーや除細動器が胸に埋め込まれている場合は、8cm以上離してパッドを貼る

⑤一度パッドを貼ったら、はがさない。胸骨圧迫もパッドを貼ったまま行う

3. 心電図の解析

パッドを貼り付けると、その傷病者に電気ショックが必要か、不要か自動的に判断します。
 (心電図の解析)

この時、「離れてください」と音声が流れるので、周囲の人に傷病者から離れるように促します。



4. AEDの音声に従う

| ① 「電気ショックは不要です」 | | ② 「電気ショックが必要です」 | |
|---|-------------------|----------------------|--|
| ↓ | ↓ | ↓ | |
| いき 息がない | いき 息がある | | |
| ↓ | ↓ | | |
| 心肺蘇生法を続ける (パッドは貼ったまま、 AEDの電源は入れたまま) | 回復体位にして観察 を続ける | 充電が完了するまで、離れたまま待機します | |

5. 除細動を行う（ショックボタンを押す）

「みんな離れて！」と傷病者に誰も触ってないことを確認しながら（目線は傷病者を見たまま）、ショックボタンを押します。

傷病者に触れていると、その人が感電する恐れがあります。決して傷病者から目線を離さないでください。



6. 心肺蘇生法を始める

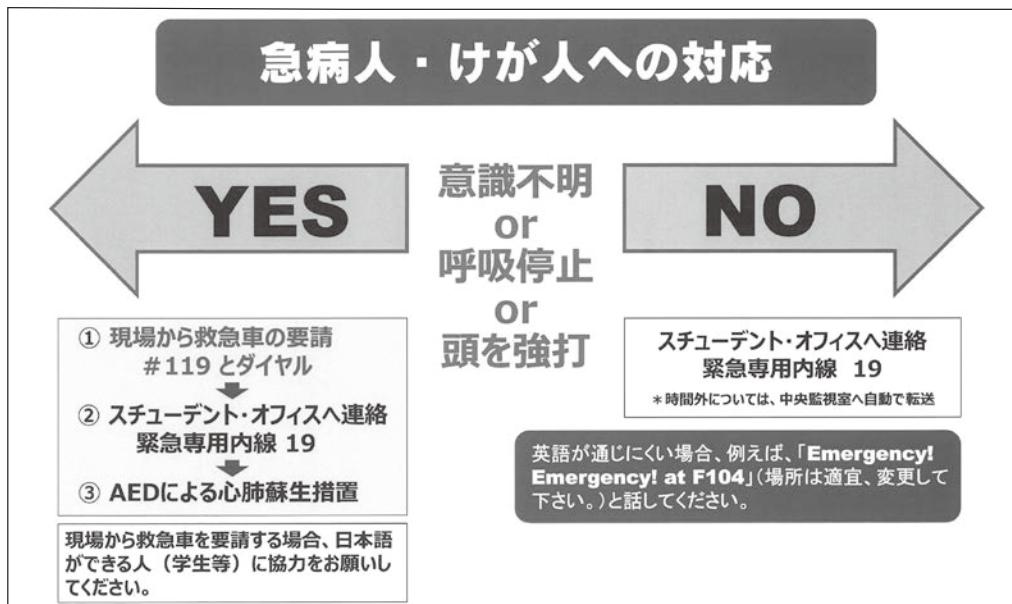
除細動を行ったら、すぐに胸骨圧迫から始めます。胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。

救急車が到着しても、すぐに止めるのではなく、救急隊員の指示に従ってください。

※疲れたら、胸骨圧迫を別の人と交代しても支障はありませんが、その際、胸骨圧迫の中斷時間をなるべく短く（5秒以内）してください。

7. 体調不良者が出了際の緊急対応

急病人・ケガ人などが教室で出了際は、以下のフローに従って対応するようにしてください。



しょう がくせいいたいおう 障がい学生対応

障がいのある学生に対する支援について

立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する方針（ガイドライン）にもとづき、障がい学生支援を行うとともに、その活動を通じて、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行います。支援内容については、障がいの内容や制度、所属する学部の学びの特徴と障がい学生のニーズにもとづいて、個別に検討します。

立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

立命館アジア太平洋大学（以下本学）では、以下の指針（ガイドライン）に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針（ガイドライン）は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や制度に応じ、個別に必要かつ合理的な配慮を検討し、障がい学生や関係者と十分な協議を経た上で決定する。

1. 支援理念

本学に従事する全ての教職員は、本学での修学において支援を求める学生が、本学での学びの経験を通して、成長し社会につながっていく、そのプロセスを支援する。また本学は、本学に在籍する学生及び関係者が本指針を理解し、共に協力し合うことを期待する。

2. 基本方針

- 1) 本学の教職員は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2) 障がい学生の支援を通して、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行う。
- 3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
- 4) 支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ・第二次まとめ）が定める基準、取り扱いを参考とし、学生の個別事情及び本学の環境等を勘案して判断する。

3. 支援の目的

本学の障がい学生支援は、障がいを理由として教育や学習の権利が不当に損なわれることのないよう取り組むことを第一の目的とする。同時に、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を

提供する。

4. 支援体制

本学における障がい学生の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生センターとし、学外の障がい者支援の専門家等とも緊密に連携を図る。

本学は障がい学生への支援を全学的に行うために、スチューデント・オフィス内に「障がい学生相談受付」を設ける。またスチューデント・オフィス、アカデミック・オフィス、アドミッションズ・オフィス、キャリア・オフィスに「障がい学生支援相談員」を配置し、学生等へ公開する。学生はスチューデント・オフィスの「障がい学生相談受付」だけではなく、直接、相談員に相談することもできる。

「障がい学生相談受付」は、障がい学生から受けた相談内容に応じ各オフィスの相談員に繋ぎ、相談員は障がい学生の修学支援及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. 個人情報の保護と守秘義務

1) 支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

2) 障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。

6. 情報公開

本学の障がい学生支援方針、支援体制や相談の進め方また支援内容等について、本学ホームページ等を活用し、学生や志願者等に適宜、適切な方法で周知する。

7. この指針（ガイドライン）に関する事務は、スチューデント・オフィスが行う。

8. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生委員会、教学委員会の議を経て、学長が決定する。

付則

この指針（ガイドライン）は、2016年4月1日から施行する。

障がい学生の相談窓口

| めい オフィス名 | れんらくさき 連絡先 | そだんないよう 相談内容 |
|-------------------|------------------|---|
| スチューデント・オフィス | | しょう がくせいそだんうけつけ せいかつそだん 障がい学生相談受付、生活相談 |
| アカデミック・オフィス | | にゅうがくご りしゅうそだん 入学後の履修相談 |
| アドミッションズ・オフィス(国内) | apudss@apu.ac.jp | にゅうがくしけん にゅうがくご せいかつ 入学試験、入学後の生活、履修相談 |
| アドミッションズ・オフィス(国際) | | |
| キャリア・オフィス | | しんろ しゅうしょくそだん 進路、就職相談 |

じゅうきよ 住居

APハウス（寮）

1. 入寮資格

| | |
|----------|---|
| APハウス1・2 | <p>対象：学部新入生、2回生編入、3回生編入</p> <p>入寮期間：学部新入生、2回生編入（11ヶ月）</p> <p>3回生編入（1年11ヶ月）</p> <p>募集：（国際生）必須* *特別な場合を除く （国内生）各入試方式における出願の際に応募</p> |
| APハウス3 | <p>対象：本学に在籍する学部生・大学院生で、入学から1年以上経過した学生、特別聴講学生または科目等履修生</p> <p>入寮期間：最長1年間。申請を行い、審査後、継続入寮可能</p> <p>募集：スチューデント・オフィスホームページを確認</p> |
| APハウス4 | <p>対象：主に特別聴講学生、大学院生</p> <p>入寮期間：学修期間に準ずる</p> <p>募集：随時募集は行っていない。入寮者募集を行う際は、キャンパスターーミナルにて告知</p> |

2. APハウスへの訪問

- APハウスを訪問できる者

APU在学生（寮生・寮外生）

家族と卒業生については個別相談

- 訪問者はAPハウスに出入りする際、管理人室にある訪問者ブックに記入し、常に寮生と行動を共にしてください。

訪問可能時間：8:00～22:00

利用不可施設：浴室、シャワーコーナー、ランドリー、インターネットルーム

（訪問者のみでの利用不可：卓球、ビリヤードなどのリフレッシュ設備、キッチン）

※2022年現在、寮外生のAPハウス訪問は
禁止しています。

3. 駐車場・駐輪場

- APハウス敷地内では、学生による駐車は基本的に禁止されています。ただし、引っ越しの時のみ例外的に認めています。その際は必ず管理人室で「臨時入構許可証」を発行してもらってください。
- APハウス敷地内にバイクで入構する際は、バリカーゲート手前でエンジンを切り、所定の駐輪場までバイクを押して行ってください。出構する際は、バリカーゲートまでバイクを押して行き、バリカーゲート外にてエンジンをかけてください。

アパートへの引っ越し

以下の手順に沿って準備を始めましょう。

1. 不動産会社に行く

2. 物件を選ぶ

※ルームメイトとは一緒に住めないアパートもあります。よく確認しましょう！

3. 物件を見学する

4. 申込手続をする

5. 契約を結ぶ

6. 契約金を支払う

7. 入居する

大学内にある(株)クレオテックは、

アパートの紹介を行っています。

まずは、(株)クレオテックに行ってみましょう。

本部棟 1F: 国際学生連帯保証手続

2F: 不動産／保険

| 最初にかかるお金 (例) | |
|--------------|------------------------------------|
| 敷金／礼金 | 家賃の約1ヶ月分 |
| 家賃 (前払い) | 翌月分の家賃 月の途中で入居する場合：日割り家賃と翌月分の家賃 |
| 仲介手数料 | 家賃の1ヶ月分 |

※その他に保険料、自治会費等がかかる場合があります

物件を探す

●必ず部屋を見学しましょう。

●部屋の中だけでなく、周囲の環境も大切です。周辺の夜間の様子も確認しましょう。

●希望条件にあった物件をいくつか見学し、比べてみるのも良いでしょう。

契約する

一般に日本では、アパートの契約には日本人の連帯保証人が必要となります。

●国内学生の場合

ご家族や経費支弁者と相談のうえ、契約をすすめてください。

●国際学生の場合

連帯保証人を探すことが困難な場合があります。APUでは大学が保証人になることができる場合があります。

(株)クレオテック(本部棟1F)が手続きの窓口となっています。以下の手順で進めましょう。

- ① 物件が決まつたら、大家さん・不動産会社に申し込みをする。
- ② 申込書を受け取つたら、入居者全員でA棟1階の(株)クレオテックに行く。
学生証、在留カード、国際学生住宅総合補償制度加入者証^{*1}または学研災付帯学生生活総合保険加入者証^{*2}が必要です。
- ③ 申込書を大家さん・不動産会社に提出する。
- ④ 契約書を受け取り、内容をよく確認、承知のうえ契約書にサインし印鑑を押す。
日本の契約書には印鑑が必要です。(サインだけでは契約ができません)
- ⑤ サイン・押印済みの契約書を(株)クレオテックに持って行く。
- ⑥ 大学のサイン・押印済みの契約書を大家さん・不動産会社に提出する。

2021年度以前入学者



*1 国際学生住宅総合補償加入者証

2022年度以降入学者及び保険更新者

学研災付帯学生生活総合保険加入者証

〒123-4567

住所 東京都千代田区丸ノ内

扶養者^{*}氏名 東海 太郎 様(※扶養者はご選択下さい。場合は、扶養者を入力)

作成日:20XX年4月1日

| <団体名> | |
|---------------------|------------------|
| 公益財団法人 日本国際教育支援協会 | |
| <大学名> | |
| ○○大学 | |
| <被保険者氏名> | <生年月日> |
| トウハイ ハヤコ 東海 花子 様 | 19XX年4月1日 |
| <加入者番号> | <保険期間> |
| 012345678910123 | 20XX年4月1日 年間48ヶ月 |

| 保険種類(下段:証券番号) | タイプ | 補償内容 | 保険金額 |
|---------------|-----|---------------|---|
| | | 死亡・後遺障害 | XXX万円 |
| | | 治療費用 | 実費 |
| | | 傷害入院(日額) | XXXX円 |
| | | 傷害通院(日額) | XXXX円 |
| | | 救援者費用 | XXX万円 |
| | | 賠償責任 | 対人・対物事故 X億円(自己負担0円) ※「外のみ損壊事故 XXX万円」 |
| | | 育英費用 | — |
| | | 学資費用(傷害) | — |
| | | 学資費用(疾病) | — |
| | | 生活用助成(下宿生用) | — |
| | | 借家人賠償責任(下宿生用) | — |
| | | 感染予防費用(医系学生用) | — |
| | | 合計保険料 | XX,XXX円 |

この度は、東京海上日動火災保険の学研災付帯学生生活総合保険にご加入頂きました。
ご加入の見えとして、この加入者証をお渡しいたします。

東京海上日動火災保険株式会社

<各種お問い合わせ先> 事故受付窓口 >

■営業店 ○支店 ○支社 ○支社

●取扱代理店 ●保険事務所

*2 学研災付帯学生生活総合保険加入者証

入居する

すぐに部屋をチェックしましょう。

●窓ガラス、ドア、備え付けの電気など、破損、故障はありませんか?

●床、壁、ふすまや障子など、汚れ、大きなキズはありませんか?

※見つけた場合は、すぐに大家さん・不動産会社に連絡してください。そのままにしておくと、退去する際あなたが修繕費用を支払う可能性があります。

入居中の注意

1. 毎月の家賃の支払いは、必ず期日を守りましょう。通常、前月の末日が支払期限です。

ほとんどのアパートでは、2ヶ月滞納すると強制退去となります。

2. 契約書に名前の載っていない人がアパートに居住することは契約違反となります。

入居者が一人でも代わる場合は、必ず契約変更の手続きを行いましょう。

3. 夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして周りの住民へ迷惑をかけないようにしましょう。

4. ごみは分別し必ず別府市指定のごみ袋に入れ、決められた場所に出してください。

- ・収集日は地域によって異なるため、「ごみカレンダー」で確認してください。

別府市ごみとリサイクル <https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/kankyou_gomi/g_siwake/>

- ・指定日以外は、ごみ置き場にごみを出すことは禁止されています。

- ・ご近所の方に迷惑がかからないようにしましょう。

5. 契約時に渡される契約書をよく確認し、入居規約を守りましょう。

6. 電気・水道・ガスは個人契約のところがほとんどです。自分で契約の手続きを行わなければなりません。

7. 長期間、家を留守にする場合は、必ず大家さん・不動産会社に連絡をしてください。防火・防犯の対処にもつながります。

上記は別府市民、社会人として当然守るべきルールです。守らない場合は強制退去の対象となることがありますので、十分注意してください。上記に違反した場合は、強制退去、連帯保証契約の解除を大学は行います。また、新規物件契約での連帯保証人の手続きを行いません。奨学金受給や授業料減免も停止となる場合もあります。

退去する

1. 退去届けを大家さん、不動産会社に提出する。

- ・ほとんどのアパートでは退去する1ヶ月前までに退去届けの提出が必要です。

- ・退去届けの提出が遅れると、家賃を追加で支払わなければなりません。

- ・アパートの住人が代わることは契約違反になります。新しい契約が必要です。

2. 電気やガス、水道、インターネット等を解約し、使用料をすべて精算する。

3. 退去立会いをする。

- ・部屋の中に荷物や家具等を残してはいけません。備え付けのもの以外は全て片付けてください。

- ・窓ガラス、ドア、床、壁、ふすまや障子など、破損したものは修繕費用が必要です。

- ・大家さん、不動産会社と一緒によく確認をしましょう。

4. 敷金精算をする

- ・入居時に預けた敷金から部屋の清掃、修繕費用を精算します。余った場合は返金してくれます。

- ・部屋に大きな破損、汚損があった場合は、追加で請求されることがあります。

- ・入居時に敷金の不要な物件は、清掃、修繕費用はすべて請求されます。

引っ越しをする時、特に卒業する前には必ず不動産会社と一緒に退去立会いをしてください。不要なものを見つけると、粗大ゴミを放置すること、また粗大ゴミを指定以外の場所に捨てる事は禁止されています。放置すると、

あと しょぶんひよう せいきゅう
後で処分費用を請求されます。

そつぎょうしき たいきよてつづ お ばあい そつぎょうしようめいしょ う と
また卒業式までに退去手続きが終わっていない場合、卒業証明書などを受け取ることができない
ばあい まん いち たいきよひよう しはら きこく ばあい じっか れんらく たいきよひよう
場合があります。万が一、退去費用を支払わないまま帰国した場合は、実家にも連絡し、退去費用
しはら じゅうぶん ちゅううい
を支払ってもらいます。十分に注意してください。

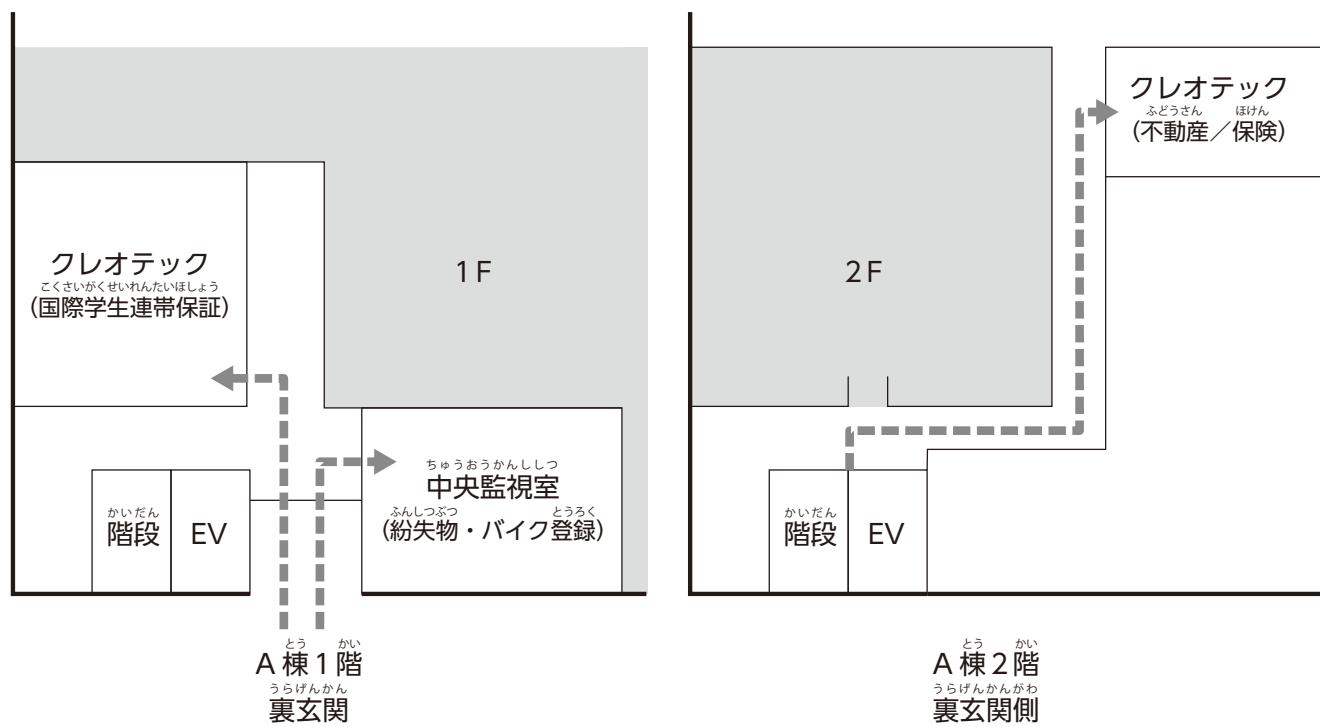
留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

りゅうがくせい む がっけんさいふ たいがくせいいかつそうごうほけん
APUで学ぶ国際学生の万一の事故や賠償責任に対する備えをし、日本での学生生活を安心して送るた
まな こくさいがくせい まんいち じこ ぱいしょせきにん たい そな にほん がくせいいかつ あんしん おく
めの制度です。本制度は、①借家人賠償責任②個人賠償責任③傷害保険（死亡・後遺障害）から構
せい
成されています。

がっけんさいふ たいがくせいいかつそうごうほけん
学研災付帯学生生活総合保険は、APUの国際学生は原則全員加入しなければなりません。期限が切れ
まえ からら かぶ こうしんてつづ おこな きげんぎ にゆうきょ つづ ひっこ
る前に必ず(株)クレオテックにて更新手続きを行ってください。期限切れのまま入居し続けたり、引越
じゅうぶん ちゅううい
したりすることはできません。十分に注意してください。

しょくさい りゅうがくせい む がっけんさいふ たいがくせいいかつそうごうほけん さんしょう
詳細は、パンフレット「留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」を参照ください。

クレオテックの案内



ふどうさんようご 不動産用語

● 敷金

たいくぎよご へ や 退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返金されます。

● 仲介手数料

ふどうさんぎょうしゃ しはら てすうりょう 不動産業者に支払う手数料です。家賃の1ヶ月分以内と決められています。

● 家賃

かげつぶん ちんしゃくりょう 1ヶ月分の賃借料のことです。毎月末までに翌月分を支払います。

● 共益費

かいだん ろうか がいとう きょうようぶぶん いじかんり にゅうきょしゃ ふたん ひよう アパートなどの階段、廊下、外灯などの共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用です。

まいづきやちん いっしょ しはら 每月家賃と一緒に支払います。

● 町内会費

ちょうないかい ひつよう ばあい きんがく ちょうないかい こと げつがく えん えんていど 町内会により必要な場合があり、金額も町内会によって異なります。月額100円～500円程度

● 敷引き・定額精算

にゅうきょしゃ しょうじょうきょう たいきょじ しききん いっていがく むじょうけん さ ひ 入居者の使用状況にかかわらず、退去時に敷金から一定額を無条件に差し引くしくみです。

アルバイト

学費や生活費を補う目的でアルバイトを行う場合であっても、日常的にはAPUの学生として学修に専念することが必要ですので、学修の妨げとならない範囲でアルバイトを行うことが求められます。

※国際学生は、資格外活動許可を取得し、下記認められた就労の範囲内で就労することができます
(詳細は111ページ参照)。

〈資格外活動許可で認められている就労時間〉

・APUで授業がある期間中：1日8時間以内かつ1週間28時間以内

・夏・冬セッション期間中および長期休暇中：1日8時間以内かつ1週間40時間以内

アルバイト先を探す際の注意

在留資格が「留学」の学生は、下記のようなアルバイトはできません。下記のようなアルバイトを絶対に行わないでください。

✗ 風俗関係（キャバクラ、スナック、個室マッサージなど）

✗ アルコールをメインに提供する店（バーなど）

✗ マルチ商法、ネズミ講商法に関するもの

✗ マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター

✗ 商品の代理購入業

特に国際学生については、資格外活動許可を得ていても、風俗関連業等に従事した場合、入管法により国外退去処分を受けます（掃除や皿洗いをするだけでも不可）。

学内アルバイトについて

学内のアルバイトについては、「学内アルバイトセンター」

のホームページで募集しています。現在募集中のアルバイト一覧や、申込の流れ、登録方法についても下記ホームページで確認できます。

【学内アルバイトセンター】

https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0042.html/

The screenshot shows the homepage of the On-Campus Student Job Center. At the top, there's a navigation bar with links for 'APU Asia Pacific University' and 'キャンパスマッチナリ' (Campus Match). Below the navigation, the main title 'On-Campus Student Job Center' is displayed. Underneath, there's a section titled 'HOME / 学内アルバイト一覧' (List of Internal Jobs). This section includes a table with columns for '職種' (Job Type), '募集人数' (Number of Recruits), 'アルバイト期間' (Workshop Period), and '掲載終了日' (Last Day of Publication). One row in the table is highlighted, showing '新規登録' (New Registration) under '職種', '12名程度' (About 12 people) under '募集人数', '4月3日(金)' (Friday, April 3) under 'アルバイト期間', and '2015年3月31日' (March 31, 2015) under '掲載終了日'. A red arrow points from the text below to this highlighted row.

国際学生の資格外活動許可の申請書類も学内アルバイトセンターのHPからダウンロードできます！

アクティブネット

国際学生向けの学外でのボランティアや仕事に関する情報は大学コンソーシアムおおいたの「アクティブネット」に掲載されています。

<https://activenet.ucon-oita.jp/>

だいきぼさいがいなど

ふく

はっせい

ばあい

たいおう

大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応

※大規模災害とは、以下のような場合を想定しています。

●別府市に災害救助法が適用された場合

●災害対策基本法の第2条第1号に定める災害が別府市で発生し、かつ、それに対処するため、同法第24条に基づき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したもの。

本学では、大規模災害が発生した場合の対外的な情報発信を、大学の公式ウェブサイトから行います。

本学公式Facebookや大分県・別府市等の災害関連ウェブサイトも集約し、学生および保護者のみなさまが必要とする情報にアクセスしやすい形で、ニュース等では報じられない本学の状況や災害の情報を順次発信します。

学生のみなさまへは、学生向けウェブサイト（Campus Terminal）からも安否確認の連絡や大学からのお知らせを発信しますので、必ず確認してください。

大学の公式ウェブサイト

①【日本語】

[https://www.apu.ac.jp/
home/](https://www.apu.ac.jp/home/)



②【英 語】

[https://en.apu.ac.jp/
home/](https://en.apu.ac.jp/home/)



災害時の情報提供ページ

※このページは、大規模災害発生時のみ表示されます。お気に入りに登録する場合は大学の公式ウェブサイトを登録してください。

③【日本語】

[https://www.apu.ac.jp/
home/gallery/
article/?storyid=155](https://www.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155)



④【英 語】

[https://en.apu.ac.jp/
home/gallery/
article/?storyid=155](https://en.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155)



また、次の点にもあわせて留意し、大規模災害等に備えてください。

- 本学では、「いざ災害にあったときどのように行動したらよいか」というマニュアル「緊急災害対応ハンドブック(学生用)」を作成し、大学の公式ウェブサイトで公開していますので、ご一読ください。
- 災害発生時には安否確認等の電話が増加し、回線がつながりにくくなります。ご家族・知人と緊急時の安否確認の方法について確認を行ってください。

※電話会社等が提供している災害用伝言板の使用には、事前に登録が必要な場合があります。平時に、連絡先を登録する、利用方法を確認する等、適切な準備を行っておくことが大切です。

「災害時の情報提供ページ」の画面イメージ

The screenshot shows the homepage of the Asia Pacific University (APU) disaster emergency information system. At the top, there's a navigation bar with links for SNS, SEARCH, CONTACT, ACCESS, JP / EN, and a menu icon. Below the header, a banner reads "災害緊急情報 (2016年〇月〇日時点)". The main content area is titled "ギャラリー" (Gallery) and includes a section for "災害緊急情報" (Emergency Information) with a QR code.

緊急災害対応ハンドブック(学生用)

⑤ 【日本語】

<https://www.apu.ac.jp/home/life/content40/>



⑥ 【英語】

<https://en.apu.ac.jp/home/life/content40/>



別府市防災マップ

⑦ 【日本語】

https://www.city.beppu.oita.jp/doc/bousai_syoubou/bousaijyouhou/bousai_map/bousai/all.pdf



⑧ 【英語】

<https://www.city.beppu.oita.jp/doc/seikatu/gaikokujinmu/ei/disaster/all.pdf>



SOSカード



| | |
|--|--|
| 1. ここは安全ですか？ Is it safe here? | 2. 病院 / 避難所 / トイレに連れて行ってください。 Please take me to a hospital / evacuation shelter / toilet. |
| 3. 家族 / 友人が家の中にいます。 助けてください。 My family member / friend is inside the house. Please help us. | 4. けが人がいます。 There is an injured person. (There are injured persons) |
| 5. 救急車を呼んでください。 Please call an ambulance (119). | 6. 警察を呼んでください。 Please call the Police (110). |
| 7. 飲み物 / 食べ物 / 衣類が欲しいです。 I would like some food / drink / clothing. | 8. 私にできることはありますか？ Can I help you with anything? |

Beppu City Disaster Assistance

災害時多言語支援センター

+81-977-21-6133

Beppu City Disaster Message Board
別府市災害連絡掲示板

Access this Facebook page to obtain pertinent information
In the event of a disaster.
English-speaking operators are available at the number above.